

平成 23 年 第 2 回

# 三重県議会定例会会議録

( 6 月 14 日 )  
( 第 6 号 )

第 6 号  
6 月 14 日



平成23年第2回

# 三重県議会定例会会議録

## 第6号

○平成23年6月14日（火曜日）

---

### 議事日程（第6号）

平成23年6月14日（火）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

---

### 会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄
9	番	東	豊
10	番	中西	勇
11	番	濱井	初男

12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
15	番	森野	真治
16	番	水谷	正美
17	番	杉本	熊野
18	番	中村	欣一郎
19	番	小野	欽市
20	番	小林	聡
21	番	小林	正人
22	番	奥野	英介
23	番	中川	康洋
24	番	今井	智広
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	辻	三千宣
28	番	笹井	健司
29	番	稲垣	昭義
30	番	北川	裕之
31	番	舘	直人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児
34	番	中嶋	年規
35	番	竹上	真人
36	番	青木	謙順
37	番	中森	博文
38	番	前野	和美
39	番	水谷	隆

40	番	日 沖	正 信
41	番	前 田	剛 志
43	番	舟 橋	裕 幸
44	番	三 谷	哲 央
45	番	中 村	進 一
46	番	岩 田	隆 嘉
47	番	貝 増	吉 郎
48	番	山 本	勝
49	番	永 田	正 巳
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏 一
書記 (事務局次長)	神 戸	保 幸
書記 (議事課長)	原 田	孝 夫
書記 (企画法務課長)	野 口	幸 彦
書記 (議事課副課長)	山 本	秀 典
書記 (議事課副課長)	藤 野	久美子
書記 (議事課主幹)	加 藤	元

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	安 田	敏 春
副 知 事	江 畑	賢 治
政 策 部 長	小 林	清 人

総務部長  
防災危機管理部長  
生活・文化部長  
健康福祉部長  
環境森林部長  
農水商工部長  
県土整備部長  
政策部理事  
政策部東紀州対策局長  
政策部理事  
健康福祉部理事  
健康福祉部こども局長  
環境森林部理事  
農水商工部理事  
農水商工部観光局長  
県土整備部理事  
企業庁長  
病院事業庁長  
会計管理者兼出納局長

教育委員会委員長  
教 育 長

公安委員会委員長  
警 察 本 部 長

代表監査委員  
監査委員事務局長

植 田 隆  
大 林 清  
北 岡 寛 之  
山 口 和 夫  
辰 己 清 和  
渡 邊 信一郎  
北 川 貴 志  
梶 田 郁 郎  
小 林 潔  
藤 本 和 弘  
稲 垣 清 文  
太 田 栄 子  
岡 本 道 和  
山 川 進  
長 野 守  
廣 田 実  
東 地 隆 司  
南 清  
山 本 浩 和

清 水 明  
真 伏 秀 樹

谷 川 憲 三  
河 合 潔

植 田 十志夫  
長谷川 智 雄

人事委員会委員長

飯 田 俊 司

人事委員会事務局長

堀 木 稔 生

選挙管理委員会委員長

浅 尾 光 弘

労働委員会事務局長

小 林 正 夫

---

午前10時1分開議

## 開 議

○議長（山本教和） ただいまから本日の会議を開きます。

## 質 問

○議長（山本教和） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。37番 中森博文議員。

〔37番 中森博文議員登壇・拍手〕

○37番（中森博文） おはようございます。自民みらい会派、名張市選出の中森博文でございます。議長のお許しをいただき、通算11回目の一般質問をさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。盛りだくさんの質問になりまして、大変レクチャーのほう、御迷惑をおかけいたしました。

まず最初に、東日本大震災におきまして被災されました方々に心よりお見舞い申し上げます。今こそ私たち三重県民が一層元気を出して、また、元気を発信して、復興支援に取り組まなければならないと思っておるところでございます。また、被災地でのボランティア活動をする多くの若者の姿を見るとき、日本の希望を感じるところであります。

ところで、4月9日、知事選挙最終日の街頭演説の一こまから、県民の皆様方に心に残る幾つかのメッセージをこの場で御紹介させていただきます。

鈴木候補の応援に来られました小泉進次郎衆議院議員の言葉でございます。

今回の選挙、もし自民党対民主党という構図なら応援に来ませんでした。今回の選挙、もし労働組合は敵か味方かという小さい論点だったとしたら、英敬さんの応援に来なかったと申されております。また、日本全体を考え、英敬さんのように若さがある、元気はつらつ、批判を恐れず、しがらみにとらわれない若い知事が地方に必要なからあえて応援に来たと申されております。英敬さんはめっちゃ熱い、めっちゃ真剣、めっちゃ情熱を持っている。日本全国を元気にするため、鈴木英敬知事候補に期待したいと、このように述べられております。

また、その後、鈴木英敬知事候補は自ら次のように述べられております。

今回の争点は、三重県を変えるのか変えないのか、しがらみのない新しい三重をつくるかどうかと申されております。また、特に申し上げたい、政治とは希望そのものだ、リーダーとは希望そのものだと言われておられました。また、政府にもっとしっかりしろよと。三重をめっちゃくちや明るく、めっちゃめっちゃ元気にしたいとも述べられております。

そして、日本一若い知事が誕生していただきまして、日本全国を元気にするため、私からも鈴木英敬知事に大いに期待をいたします。頑張ってくださいと思います。

それでは、通告に従い、知事の言う希望そのものについて質問をいたします。

まず初めに、知事の考える希望を持って生きられるこの国のあり方について伺います。

国を揺るがす天災と言えるものはそう多くありませんが、今回の東日本大震災はまさにそれに値するものと考えます。4月21日の産経新聞で、日本の経済学者、拓殖大学学長、日本安全保障・危機管理学会の会長であります渡辺利夫氏は、大震災以前、多くの日本人は国家と共同体に価値を求めず、自由な個人として生きることをよしとする気分の中に漂っていたと書いております。今回の大震災は、こんな軽薄な気分には漂う日本人の心を一瞬にして国

家と共同体という厳然たる価値に目覚めさせました。

被災地の復興がいよいよ議論の中心となり始めておりますが、それと同時に、本当の日本の復興が語られなければならないときが来たと思います。今回の大震災に当たり、自衛隊、消防、警察、自治体職員などの犠牲をいとわぬ勇気ある献身な姿に改めて敬意をあらわすのは私だけではないはずです。

3月18日付の産経新聞に掲載されておりました記事です。10万人態勢で救援活動に臨んでいる自衛隊、被曝の危険のある中で陸上自衛隊隊員らは与えられた任務を確実にこなすだけですよと言い残して、福島第一原発上空散水に離陸いたしました。任務の要請にだれひとり断る者はいなかったそうです。ネットやツイッターの書き込みによりますと、自衛隊員の妻らしき人物から、「大丈夫、無理しないで」とメール、それに対し夫からは、「自衛隊、なめるなよ。今無理しないでいつ無理するんだ」という返事が返ってきたそうです。

また、被災地の人たちが、困難な状況の中で天をのろわず、他を思いやり助け合う姿に多くの外国の人たちが感嘆と称賛の声を上げられました。勤勉、誠実、忍耐、感謝、報恩など、古来より私たちの祖先が大事にしてきた伝統的精神であります。今の私たちに綿々と継承されているものと考えます。

私は昨年6月、一般質問で希望を持って生きられるこの国のあり方について質問させていただきました。野呂前知事は、目指すべき姿でなく、具体例として、社会で子どもを育てるための子ども手当の必要性などを答えるにとどまりました。

今改めて鈴木新知事にお尋ねいたします。本当の日本の復興という観点から希望を持って生きられるこの国のあり方について、特に国家と共同体の価値について、知事の御所見をお伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） おはようございます。

中森議員の激励に心から感謝をし、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

中森議員より御質問のありましたこの国のあり方、特に国家と共同体の価値についてでありますけれども、私の考えを述べさせていただきます。

東日本大震災の発生により我が国は未曾有の危機に直面し、私たち国民一人ひとりには生活のあり方そのものの見直しを迫られています。こうした状況において、国には被災地の復旧復興はもとより、日本経済の立て直し、日本の再生に向けて強力なリーダーシップを発揮し、しっかりとその役割を果たすことが求められています。

一方、被災地では、多くの人々が家族や地域のきずなを支えられ、また、勇気づけられるなど、共同体の大切さが再認識されています。そして、国民の間にも、人の役に立ったり、地域で必要とされる役割を果たしたりすることの大切さを感じる人たちが増えています。

戦後最大の国難とも言えるこの危機を乗り越え、活力ある日本を再生していく上で、国民が心を一つにして取り組むのはもちろんのこと、一人ひとりがこれまで以上に自らの住む地域に対し愛着を感じ、かかわっていくことが大切だと考えております。

中森議員より御指摘がありました希望についてでありますけれども、希望というのは二つの側面があると思います。その個人が持つ、こうありたい、こうなりたいという願い、それと、周囲の環境であったり社会の状況に対して将来に対して明るい見通しを持つことができるという、自分の願いという側面と社会とかに対する将来の明るい見通し、というこの二つの側面があると思っておりますので、個人がそういう願いを持てるようなサポート、あるいは行政として将来明るい見通しを持てるような仕事、そういうものをしっかりと両面にわたり県民の皆さんのためにやってまいりたいと思っております。

また、国家も共同体も構成するのは個人であります。その個人が自立をし、安心して幸せに暮らすということが大切であり、共同体も個人がそういう生活ができるように、きずなを持ってやっていくということにやはり価値があり、国家においても外交や安全保障、そのような観点においても個人が自立

をして安心して幸せに暮らせるようにするために、ぶれずに国家像を持ってやっけていただく必要があると思いますし、不断の変革も必要であると、そのように考えております。

〔37番 中森博文議員登壇〕

○37番（中森博文） 御答弁ありがとうございました。よろしく願いをいたします。

東日本大震災から3カ月がたちました。そんな中、さきにも御紹介いたしましたけれども、心が清まり胸を打たれる話題がたくさんあります。一つ御紹介いたしますが、3月16日の読売新聞でございます。

そもそも皇居のある東京都千代田区は計画停電の対象になっていません。しかし、両陛下は、東京電力が停電を見送ったときも電気を消されました。宮内庁によりますと、自主停電は、停電に伴う様々な困難を、停電が実施されている地域の人々とともに分かち合いたいとおぼしめしから始められたそうでございます。被災地をお見舞いされました天皇両陛下のお心遣いは、被災者やかかわる関係者に勇気と希望を与えてくれました。

そして、次の質問に入らせていただきます。希望を持って生きられる子どもたちに関する政策について質問をいたします。子どもは国の宝です。

まず最初に、今回の福島第一原発事故にかかわり、希望を持って生きられる支援策について御提案をいたします。

被災されました子どもたちが被曝のおそれがある環境にさらされています。未来ある子どもたちが大変心配です。福島第一原発事故被災児童・生徒の他県受け入れ計画の策定、つまり子どもたちの避難シミュレーションです。この策定について、国が本来していただかなくてはいけないことですが、国に働きかけていただきたいと強くお願いするものであります。

そして、その上で三重県への集団受け入れ表明を率先してお願いいたします。三重県内の廃校や空き教室の活用など、受け入れ態勢についてもいろいろと問題はありますけれども、そういうような対策をお願いしたいと思いません。知事の御所見をお伺いいたします。

次に、中学校教科書採択について質問をさせていただきます。

昨年、私は、教科書選定は慎重かつ適正にされるべき責任の重い判断が求められるという観点から、小学校における新しい教科書の採択について教育長の御所見をお伺いいたしました。当時の教育長は、市町教育委員会の権限と責任において適正かつ公正に採択されるよう支援するという回答にとどまりました。

いよいよ今年の夏、中学校の教科書の採択が行われます。御承知のとおり、新しい教育基本法では伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛することが教育の目標の一つとして示されました。これら教育法規の改正に基づき学習指導要領の改訂が行われ、教科書会社は教科書の編さんを行いました。しかしながら、今年3月に検定合格となった教科書を調査すると、私自身がいかげなものかたと首をかしげるものが幾つかございまして、御紹介させていただきたいと思います。

まず一つが、国土防衛や災害派遣で活躍していただいている自衛隊を、憲法違反と疑える集団であるというような紹介をしているような教科書も見受けられました。また、拉致問題が北朝鮮との関係好転を阻害している問題であるかのような記述をしている教科書、また、竹島や尖閣諸島など、外務省の公式見解と異なる領土見解を唱える教科書、さらには日本の神話を学習指導要領に反してきちんと教えていない教科書、最後に、日本人の勤勉の象徴である報徳思想を唱えた二宮尊徳や上杉鷹山を教えない教科書、鷹山を軽視してはいけませんね。ここはちょっと笑いのところでございますが、このような記述の教科書が散見されます。今年度の教科書の採択に向けて教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、スポーツ振興政策についてお伺いします。

プロ野球、楽天イーグルスやサッカーJ1、ベガルタ仙台の試合は、地元の方々に勇気と希望を与えてくれました。東日本大震災復興におきましても、スポーツの果たす役割は大きいと考えます。

三重県のスポーツ振興政策は、3月策定されました三重県教育ビジョンに

よりもすと、県民総参加で取り組む子どもたちの輝く未来づくりを目指すと言われてます。一方、全国レベルの大会における本県の競技成績は低位にあることから、競技人口の拡大と競技力の向上が求められています。

ちょっとお願いしまして、パネルをごらんください。（パネルを示す）これは三重県の国民体育大会男女総合成績、いわゆる天皇杯の順位でございます。残念ながら、平成18年、35位、19年、37位、平成20年、40位、21年は44位、三重県体育協会も頑張っていたいて22年は32位まで上げていただきました。こういう状態です。低位の状態が推移していることから、やはりもっともっとスポーツ向上に取り組んでいただきたいのと、このように平素から思っているところございまして、今後、国民体育大会、三重県大会などの開催が見込まれます。本県のスポーツ振興を図る上で、国体などの全国レベル大会の招致をどのように考えておられるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

もう1点、希望を持って生きられる子どもたちに関する水環境の保全政策について質問をいたします。

子どもたちが未来に希望を持ち、心豊かに成長していくためには、身近な自然環境を保全し、次世代に継承していくことが必要であります。特に水環境を保全することは、近くの川での水遊びや魚釣りなど、子どもたちにとって大切な体験をする上でも重要であると考えます。

三重県の生活排水処理施設の整備率は非常に高いわけですが、特に三重県は浄化槽の役割が大きいと伺っておりまして、少しパネルをごらんください。（パネルを示す）これは合併処理浄化槽と単独処理浄化槽というのが2種類に分かれていまして、もう既に単独処理浄化槽は製造中止になっておりますけれども、まだまだ既設の単独処理浄化槽が残っている現状にあります。

これはよく言われておりますが、いわゆる汚れというのは、私ども1人1日当たりの汚濁というのか、汚している量をあらわすのにBODという量を使うんですけども、それが40グラムとされております。40グラム、全体で

ね。そのうちのし尿が13グラム、生活雑排水が27グラムと言われております。

単独浄化槽で除去率が65%ですので、5グラムになります。生活雑排水はそのままで27、合わせて32グラムということで、40グラムが32グラムになると、こういう表です。

合併処理浄化槽については、し尿、13、生活雑排水、27、合併ですので合わせまして処理され、除去率が90%、何と4グラムになるという計算です。そうすると、32対4、8分の1ということで、もう歴然と合併処理浄化槽に進めるべきと、このように思います。

このため、県におかれましても、浄化槽法に規定する定期的な保守点検や放流水の水質の法定検査の適正な執行が求められております。残念ながら、検査機関は民間にごたごたがありまして非常に心配しております、私ども、非常に関心を持って今推移を見守っているところでありますけれども、しっかりと取り組んでいただきたい、この気持ちで思っているところでございますが、その上で今後、単独処理浄化槽やくみ取りから合併処理浄化槽への転換を促進し、適正に管理することがきれいな川の水質を確保していく上で極めて重要と考えます。

そこで、子どもたちが希望を持って生きられる将来に向けた水環境の保全政策、特に生活排水対策としての合併処理浄化槽の整備について県御当局の御所見をお伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 中森議員より御質問のありました福島第一原発事故被災児童・生徒の他県受け入れ計画について答弁させていただきます。

現在、福島第一原発の事故の対応が遅々として進まない中、福島県並びに周辺自治体の住民の皆様におかれましては、放射性物質の人体への影響のおそれなど、先の見通しのつかない不安感に日々さいなまれているものと心中お察しするところであります。一日も早い収束に向け、その対応に関して国に対しても様々な場面で働きかけを行っていきたいと考えております。

県においては、この福島県をはじめ、被災地から本県に避難される方々を

支援するため、震災発生後の3月22日に被災者受け入れのための情報窓口を設置し、県内の市町や企業、団体、個人から申し出いただいた住宅の情報を収集し、被災地に向け発信してまいりました。

このような取組を通じて、被災地から三重県へ避難されている方は6月7日現在178名となっており、うち福島県からは最多の125名となっております。また、同日現在の県内公立学校における児童・生徒の受け入れ状況は、小、中、高、特別支援学校を合わせ69名となっており、うち福島県からは34名となっております。なお、現在までに受け入れた児童・生徒については、そのほとんどが保護者とともに本県に避難してきております。

このようなことから、児童・生徒の集団受け入れを実施する場合には、家族のきずなというものを大切にしながら、住居の確保や保護者の就労環境、そういうものをきめ細かに配慮する必要があると考えております。また、そのためには、実際に受け入れを行う市町の体制や環境の整備も課題となってきます。

このような課題もありますが、被災地の実情も踏まえた上で必要に応じて国が責任を持って対応するよう働きかけていくことも考えてまいりたいと思っておりますし、ぜひ三重県へというお声があるのであれば、それについてもしっかりと対応してまいりたいと考えております。

先般の報道でもありましたけれども、福島県や宮城県の被災者の方で地元に戻りたいかどうかというアンケート、1カ月後は65%の方が地元に戻りたい。今だからこそこを離れたくないという結果が出ていましたが、3カ月後、つい最近のアンケートでは47%、地元に戻りたいという気持ちが少し低下をしているという状況であります。我々も様々な受け入れの施策をとっておりますけれども実績が上がっていない面もあり、地元に戻りたいと最近まで思っておられた方が多いと思うんですが、やはり遅々として進まない対応などもありまして、少しニーズも変わってきているのかなというふうに思っておりますので、そういうきめ細かなニーズをしっかりと把握して対応に取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、中森議員より御質問ありましたスポーツ振興、全国規模の大会の招致、このあたりについての私の考え方、申し上げたいと思います。

スポーツは、未来を担う子どもたちの健全な心と体をはぐくみます。また、オリンピックなどの競技スポーツに打ち込む選手の姿は、子どもたちに夢や感動、希望、勇気を与えます。子どもたちが将来に希望を持ち、さらには三重を元気にするためには、スポーツ振興は大変重要な役割を有していると考えております。

本県におけるスポーツ振興については、教育委員会において平成23年3月に、生きがいのある生活と活力ある生涯スポーツ社会の実現を基本理念とする第7次三重県スポーツ振興計画を策定したところであります。10年後の目指すべき姿として位置づけている、学校で子どもたちが元気に輝いている姿や多くのトップアスリートが育ち、世界や国内で活躍している姿などを実現するため、現在取組を進めているところであります。

平成30年には、全国高等学校総合体育大会が東海ブロックにおいて開催予定となっています。また、国民体育大会は、財団法人日本体育協会の定める大会開催の地域区分と順序によると、都道府県を東、中、西の3地区に区分し、輪番で開催されます。平成33年には中地区の東海ブロックにおいて開催される予定となっております。大規模なスポーツ大会を開催することは、スポーツをする、見る、支えるといった様々なかかわりにより、人と人、地域と地域がつながり、県全体に活力を生み出す絶好の機会であります。

国民体育大会については、今後、各市町や関係機関、団体等との十分な協議を図ることが前提ではありますが、財団法人日本体育協会及び文部科学省と招致に向けての調整を前向きに進めてまいりたいと考えております。

〔辰己清和環境森林部長登壇〕

○環境森林部長（辰己清和） 私のほうは、4点目の水環境の保全という観点から、合併浄化槽の整備についてお答えいたします。

県内の河川、47河川、62水域、ここを対象にいたしましてBOD、生物化学的酸素要求量を国の環境基準で定めておりまして、ここの達成状況が平成

22年度におきましては94%と、比較的高い達成率となっておりますが、一方で、県の施策目標でございます水浴びや水遊びができる水質、BODで2ミリグラム以下ということとしてございますが、この河川の割合は平成22年度で84%と、今後も改善が必要な状況でございます。また、海のほうの伊勢湾のCOD、これは化学的酸素要求量ということでございますが、この環境基準の達成率は近年40から60%程度で推移しておりまして、陸域から流入する生活排水などの汚濁を低減していくことが必要となっております。

こうしたことから、県では昨年4月に生活排水対策推進本部、これを設けまして、県土整備部、農水商工部、環境森林部が一体となって生活排水対策を進めておりまして、本年度中に生活排水処理アクションプログラム、平成18年に作成したものを見直して、効率的、効果的な整備を行うこととしております。

浄化槽の整備についてでございますが、御指摘のとおり、三重県では家屋が散在する中山間が広いと。そのような地域では、下水道や集落排水施設などの集合処理よりも、むしろ個別処理でございます合併浄化槽の果たす役割は大きなものとなっております。

しかし、県内の浄化槽の設置状況、これは平成21年度末で全体の設置基数約24万基のうち、単独浄化槽がまだ13万8000基、これはもう製造されておりませんが、それが残っております。先ほどございましたように、これら河川等への影響が大きい単独浄化槽から生活雑排水を処理する合併浄化槽への転換が重要となっておりますと認識してございます。

そのため、単独浄化槽やくみ取りから早期に合併浄化槽への転換が進むよう市町村に対して助成制度がございますが、現行の補助制度の見直しを本年度中に行うこととしており、一層合併処理浄化槽を進めていきたいと、このように考えております。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 私のほうからは、教科書採択について御答弁申し上げたいと思います。

平成24年度に使用いたします中学校用教科書につきましては、昨年度、教科用図書検定基準等に基づきまして検定が行われたところでございます。同検定基準のほうでは、記述内容が特定の事項等に偏らず、調和がとれていることや一面的な見解とならないよう十分配慮すること等が定められているところでございます。

教科書の発行者は、学習指導要領や検定基準等をもとにそれぞれの編集方針を踏まえて教科書を作成しておりますので、例えば地理、歴史等の記述についても教科書ごとに特色が見られるところでございます。

各市町におけます教科書の採択につきましては、検定に合格をいたしました教科書の中から採択権者でございます市町教育委員会の権限と責任において行うものでございます。採択を行うに当たりまして、市町教育委員会は保護者や学校の教員等から成ります採択地区協議会を設置いたしまして、調査研究を行っております。その結果に基づき、最終的に市町教育委員会が採択をするという形になります。

県教育委員会のほうでは教科用図書選定審議会を設置いたしまして、選定に必要な資料を作成して市町教育委員会に送付することなどを通じまして、市町教育委員会への適正な採択の確保に向けて指導、助言を行っているところでございます。

教育委員会といたしましては、地域や生徒の実情に応じた適正な教科書採択が円滑かつ適正に行われるよう引き続き支援をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔37番 中森博文議員登壇〕

○37番（中森博文） 御答弁ありがとうございます。よろしくお取り組みいただきますよう、それぞれよろしく願います。

時間が押してきましたので、次の質問に入らせていただきます。

次は、弱者に対する「希望」政策について質問いたします。

まず、福祉医療費助成対象者の拡大についてであります。

乳幼児医療費助成の拡大については、6月10日の一般質問で中川、森野各議員からも質問されました。同趣旨ですので、私からも乳幼児医療費助成拡大について強く要望させていただきます。

また、平成20年11月会議におきまして障がい者医療費助成に関する請願が採択されました。障がい者医療費助成については、県制度のみで実施しているのは4市町で、残り25市町は何らかの上乗せを実施しております。うち3市は精神障がい者に対する上乗せも行っていたいております。

県におかれましては、精神障がい者2級通院の医療費助成の検討がされておりますが、身体障がい者と同じように、精神障がい者1級入院、2級、3級の対象者への医療費助成の拡大について県御当局の御所見をお伺いいたします。

次に、伊賀地域における救急医療体制の整備についてお伺いいたします。

名張市、伊賀市では、伊賀地域の両公立病院におきまして常勤医の減少が深刻化しまして、救急機能の集約が困難、昨年12月には地域医療再生計画の変更を行ったところであります。10日の一般質問で伊賀地域の各議員からも質問をされました。伊賀地域の医師確保対策をはじめ、救急医療体制の整備に特段のお取組を心からお願いし、改めてその決意をお伺いいたします。

さて、傷病者の搬送及び医療機関による受け入れをより適切かつ円滑に行うため、消防法の改正が行われ、三重県におきましても、平成22年9月14日に傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する基準が策定され、本年4月1日から適用されております。この基準でリスト化されている医療機関は地域で輪番制を行っている施設もありまして、個々の医師体制や受け入れ可能ベッド状況など、刻々と変化しております。現在、県において救急医療情報システムの更新が予定されており、これらの課題を解消していただくシステム構築をお願いするものでございます。

また、伊賀地域の救急隊は、津市方面のほか、搬送時間も考慮しまして奈良県の医療機関へ受け入れをお願いし、何とかしのいでいる状況であります。奈良県が進めている救急医療管制システムなどにより、伊賀地域など県外の

救急隊の受け入れに支障が出るかなと心配しているところであります。今後、医療機関のリストや救急医療管制システムの県境を越えた共用など、同基準の運用について奈良県との十分な協議、調整が必要と考えます。

そこで、三重県の傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の運用における、リスト医療機関の応需情報の提供及び隣接県との調整の実施について御当局の御所見をお伺いします。

〔山口和夫健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（山口和夫） それでは、福祉医療費助成と救急医療体制等の3点に關しまして御答弁申し上げます。

まず、精神障がい者の医療費助成につきましては、県の補助制度として平成20年9月から精神障がい者1級通院について対象としておりまして、現在3市が県の補助対象よりも拡大して実施しております。

精神障がい者の補助対象の拡大につきましては、これまで、県及び実施主体であります市町で構成いたします福祉医療費助成制度改革検討会におきまして、課題の一つとして検討されてきたところでございます。その中では、障がい者の医療費助成につきましては、高齢化の進行に伴い助成額が毎年大きく伸び続けていくことから、制度の持続性をどう確保していくかという将来的な課題も指摘されているところでございます。

このようなことから、まずは安心して子育てできる環境を整備する観点から、子どもの医療費助成の対象拡大を優先して検討したいと考えております。

また、いずれにしましても、制度の見直しに当たりましては、県財政の状況を踏まえるとともに、実施主体であります市町においても新たな予算措置や条例改正が必要となりますことから、今後、市町と十分に協議しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、救急医療体制に関してでございますが、伊賀地域におけます二次救急医療につきましては、平成20年4月から3病院、名張市立病院、上野総合市民病院、岡波総合病院による輪番体制により実施しています。しかしながら、輪番開始時より医師が減少し、二次救急医療体制は大変厳しい状況が続

いております。

これまで県におきましては、二次輪番病院の当直医師の確保に必要な経費を助成するとともに、医師確保のため、三重大学への働きかけやバディホスピタルシステムを活用して県立総合医療センターから上野総合市民病院へ、市立四日市病院から名張市立病院へ診療支援を行ってきたところでございます。

さらに、寄附講座を活用した医師確保について支援を行い、名張市立病院においては関西医科大学や奈良県立医科大学からの医師派遣が実現するなど、県内外の関係機関と連携する動きも出ております。

このように様々な取組を行っておりますが、依然として伊賀地域の二次救急医療体制は大変厳しい状況にあると認識しております。このため、限られた医療資源を活用いたしまして効率的な医療提供を行うためには、医療機関の機能分担と連携を促進することが必要不可欠となっております。

地域医療再生計画では、上野総合市民病院と名張市立病院の両公立病院を中心に、それぞれの特色を生かした診療機能ごとの機能分担を行い、専門性を高めながら質の向上を図ることで、医療従事者にとっても魅力ある病院づくりや医療ニーズに対応できる体制を整備し、将来的な医師確保や救急医療体制の確保を目指すこととしております。

県といたしましては、地域の主体性を尊重しながらこれらの取組を積極的に支援してまいります。また、さらに、今後も医師確保対策チームによる県外等からの医師確保や伊賀市、名張市による寄附講座の設置支援などを行い、輪番病院の医師確保に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、救急医療情報システムに関してでございますが、現行の救急医療情報システムにつきましては、軽症の患者を対象として初期救急医療機関を案内することを目的としておるため、救急搬送に利用できるものとはなっておりません。このため、現在再構築中の新システムにつきましては、救急搬送にも利用できるシステムとし、例えば当直医の担当科目を入力できるようにするなど、新たに救急搬送用の情報入力画面を設けることを考えておりま

す。

次に、傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準につきましては、地域における現状の医療資源を前提に県単位で策定したものでございます。本県の実施基準は平成23年4月から運用を始めたところであり、その運用状況を検証しながら、よりよい実施基準に見直していくことが必要であると考えております。

一方、奈良県におきましては、平成23年1月から実施基準が運用されております。本県と奈良県の実施基準の医療機関リストに、両県の受け入れ先医療機関を相互に記載し運用することにつきましては、受け入れ先医療機関の理解など運用面におけます課題がありますことから、調整が必要であると考えております。このため、今後、本県及び奈良県、さらには本県と隣接いたします愛知県、和歌山県等の運用状況を見ながら、連携、調整を行っていきたいと考えております。

さらに、奈良県の救急医療管制システムにつきましては、救急隊員が患者の症状をタッチパネルに入力すると受け入れ先の医療機関リストが画面に表示される仕組みとなっているものですが、これにつきましては、平成23年秋の稼働に向けて現在試行運用が行われていると聞いております。このシステムの県境を越えた共用につきましては、奈良県の状況を把握しながら、可能な連携方法があるかどうか、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

〔37番 中森博文議員登壇〕

○37番（中森博文） ありがとうございます。

くどくと言うたら失礼なんですけれども、いろいろと消防隊員が救急を受けてなかなか受け入れが決まらないという現実がございまして、30分ルールというのがありまして、30分を超えると第三次ということとなりますけれども、お聞きしますと、私ども伊賀地域で輪番制が始まって、20年度からもう3年以上たつんですけれども、受け入れ不能になった件数、これは非常に申し上げにくいんですけれども、平成20年で242件、21年で267件、22年で221

件と。3日に2件受け入れ不能なんです。非常に厳しい状況が数値でわかっていただけだと思います。一刻も早い医療体制の整備が必要ですが、残念ながら、伊賀地域の救急医療体制は崩壊寸前でありまして、伊賀地域の県民の命が守れない状況であります。

県の職員においては、この第一義的問題を各市長に責任があるというお考えを持たれている職員も残念ながらおられまして、改めて二次救急医療におきまして広域自治体であります県の責任において整備すべきものと私は考えておりますが、県当局の御所見を再度伺います。

○健康福祉部長（山口和夫） 二次救急医療に関してでございますが、まず、入院や手術を要する二次救急患者に適切な医療が提供されるよう、市町が中心となって病院群輪番制などによる二次救急医療体制の整備が行われております。県といたしましては、輪番病院の非常勤医師の雇用や勤務医の休日、夜勤の手当に支援などを行っております。また、高度で専門的な医療を提供いたします救命救急センターを設置するなど、三次救急医療体制の整備に努めているところでございます。

しかしながら、医師不足などにより、先ほどございましたが、伊賀地域などにおいて救急医療体制の維持が困難な状況となっております。救急医療体制の整備、充実を図る上では医師の確保が課題となっております。

このため、県といたしましては、市町、三重大学や医療関係団体等と連携しながら、医師、看護師をはじめといたします医療従事者の確保など、安全で安心して暮らすことのできる三重の実現に向けて、地域の救急医療体制の整備に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔37番 中森博文議員登壇〕

○37番（中森博文） ありがとうございます。

二次救急医療につきましては、もちろん市との協力を強調するというのは当然ですが、最終的には県の責任においてイニシアチブを発揮していただいて、これまで以上に積極的なお取組を強くお願いをいたします。

次に、震災後における今後の三重県の「希望」政策についてお尋ねをいたします。

選挙期間中ですけれども、再度繰り返しますけれども、知事は三重県をめちゃめちゃ明るく、めちゃめちゃ元気になりたいと、このようにも述べられておまして、この「めちゃめちゃ元気」という言葉を使わせていただきました。幾つか御提案をさせていただきますのでよろしく願いいたしますが、提案の中には私の所管する委員会の課題もございますけれども、お許しをいただき、基本的な考え方、方向性についてあえてお伺いをいたします。

まず最初に、大規模太陽光発電、メガソーラーについてであります。

今回、浜岡原発が停止されました。また、関西電力も15%の削減の話もあります。課題はあります。津波対策を講じて再開するまで一定の年月が必要であります。そう簡単にはいかない。今こそ太陽光発電など新エネルギーの導入や拡大が求められております。

そこで、知事のメガソーラー構想、大規模太陽光発電のお考え、また、中部電力と関西電力がともにかかわれる利点や日照時間、危機管理上有利な地域に建設してはどうかなど、このように御提案をいたします。

次に、ちょっと最近話は出ていませんけれども、首都機能移転論であります。三重畿央地域というのがありまして、その再燃についてであります。

国会等の移転に関する法律が成立され、その後10年間は非常に日本列島は首都機能移転運動が盛り上がりました。伊賀地域でも盛り上がりました。

そこで、今回の大震災を受けて、日本の危機管理の観点からも東京への過度な集中をやめて、首都機能移転論を再燃させるべきでないかと考えます。御提案をいたします。

三つ目が大和伊勢みち、第二名阪道路構想であります。

名阪道路につきましては、非常に厳しい環境の中、非常に事故が多くて、非常に危険な道路ということでたびたび申し上げておまして、第二名阪道路が必要ということにつきまして、平成18年第3回定例会9月29日の一般質問で三重県の県央を通る東西を結ぶ高規格道路が必要であると訴え、名阪道

路の代替道路として第二名阪道路構想を提案させていただきました。

パネルを用意しましたのでごらんいただきたいと思いますが、（パネルを示す）ちょっと懐かしいですけども、この赤い色と黄色い色の2案を提案させていただき、三重県の津市と奈良市、大阪を結ぶ、東西に一直線で結ぶ道を高規格道路として整備してはどうかと、このように提案をさせていただきました。非常に夢と希望のある次の遷宮、22年後にこういう道ができれば三重県の将来が明るいのではないかなと、こんな夢を申し上げたところでございますので、御検討いただければと思うところでございます。

4点目が三重県の拠点病院の整備についてでございます、今回の東日本大震災で改めて三重県の海岸沿いは津波の被害が心配されます。三重大学病院は冠水してしまうのではないかな、地下の自家発電が使えるのかなと、こんな心配もしておりますし、山田赤十字病院、桑名市民病院も海岸に近いかなと、こんな心配もしております、主な拠点病院の麻痺が心配されます。津波の心配の少ない伊賀地域に、三重県の重要拠点病院を整備することが必要ではないかなと、このように御提案をいたします。

また、本年度計画されております伊賀広域防災拠点整備についてであります。

三重県の海岸沿いが大災害をこうむったとき、伊賀地域が三重県の災害復旧、災害対策拠点となれるよう、救助機材、支援物資の拡充をはじめ、施設整備の充実を講じていただければと、災害復旧、復興拠点機能としての整備を進めてはどうかと御提案をいたします。知事の御所見をお伺いします。

最後に、伊賀地域の「希望」政策でございます。

伊賀地域の最大の課題は、申し上げましたとおり、救急医療体制の整備に尽きると思います。その上で、国道368号の4車線化の整備促進であります。また、地域課題を検証するため、一度知事自ら伊賀地域の現地調査もお願いをすることでありまして、そして、三重県の希望を発信するため、観光戦略、経済戦略、関西戦略、畿央戦略、大震災対策などの拠点として、（仮称）伊賀地域希望戦略室の創設を御提案いたします。

以上3点御提案をさせていただき、知事、御当局の御所見をお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 中森議員より御質問のありましためっちゃめっちゃ元気政策について、時間の関係もございますので、たくさん御提案に対して端的に答えてまいりたいと思います。

まずはメガソーラーの件でありますけれども、議員からも御指摘がありましたように、浜岡原発の停止から約1カ月がたつわけでありますけれども、エネルギー状況、これは震災も踏まえてありますけれども、一変をいたしました。そういう意味で、地域の活性化も含めて、新エネルギーの導入を一層促進するということは大変重要であるというふうに認識をしております。

その意味でメガソーラー構想というものは、新エネルギーの導入拡大に向けて大きな効果が期待されているということから、県としてのかかわりや支援について、今後、新エネルギービジョンを策定していく中で具体的な地域も含めて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、首都機能移転論でありますけれども、これまでも平成11年12月の国会等移転審議会において、三重・畿央地域は移転先候補地となる可能性があるという答申を受け、その後、いろんな要望活動などを踏まえてやってきたということを私も承知をしております。

その中で、先ほど中森議員からもありましたとおり、危機管理の観点から再燃してはどうかということでもありますけれども、やはり大災害をはじめとした危機に対応できる国づくり、そういう観点から首都機能のバックアップ体制の構築というものは大変重要な課題だと私も認識しておりますので、関係府県と意見交換をしながら考えてまいりたいというふうに思っております。

続きまして、大和伊勢みちの件でありますけれども、東日本大震災において被災地への輸送経路が分断される中で高速道路はいち早く機能を復旧し、命をつなぐ物資の輸送に大きな役割を果たしました。私といたしましても、県中央に災害時にも対応できる東西方向の規格の高い道路は重要であると考えております。

大和伊勢みち構想につきましては、三重県内のみならず、近畿圏、中部圏など、県境を越えた広域的な連携や緊急輸送の機能を持つ道路構想でありますけれども、既に予定路線として計画されている北側の近畿自動車道名古屋大阪線、あるいは既に候補路線として計画されている南側の地域高規格道路の東海南海連絡道、これらとの関連を整理した上での議論というのが課題であるというふうに考えております。

続きまして、災害拠点病院の件でありますけれども、災害拠点病院につきましては、阪神・淡路大震災を受けまして平成8年5月の厚生省通知において、災害時に地域の医療機関を支援する災害拠点病院の整備を進めるため、各都道府県に原則1カ所の基幹災害医療センター、二次保健医療圏に原則1カ所の地域災害医療センターを整備していく方針が示されているところであります。

これを踏まえ、本県としましては、地理的特性も考慮して、効果的な配置に努め、現在、基幹災害医療センターとして1病院、地域災害医療センターとして9病院の計10病院を指定しているところであります。

しかし、東日本大震災において、災害拠点病院を含め、多くの病院が津波被害や停電等により機能しなくなったこと、これをかんがみますと、東日本大震災の課題検証や、あるいは今後我々が予定している津波浸水調査、あるいは国のほうでも予定している東海・東南海・南海地震連動発生時における被害想定見直し結果も踏まえ、本県として適正で効果的な災害拠点病院の配置に努めていきたいと考えております。

私のほうからは最後となりますが、伊賀広域防災拠点の資機材や設備の充実についてでありますけれども、伊賀広域防災拠点につきましては、伊賀地域が被災した場合に応急対策活動を実施するため、防災資機材やヘリポートを配備した拠点として平成24年度の完成を目指し、整備を進めてまいります。

一方、東海・東南海・南海地震の発生が危惧される本県としましては、9月をめどに緊急地震対策行動計画を、さらに国の被害想定結果等も踏まえた新地震対策行動計画を平成24年度に策定して取組を進めていくこととしてお

ります。それらの取組の中で伊賀広域防災拠点をはじめ、県内の防災拠点に整備すべき資機材や設備についてもしっかりと検討してまいりたいと考えております。

〔植田 隆総務部長登壇〕

○総務部長（植田 隆） 三重県の希望を発信するための伊賀地域希望戦略室の創設の御提案でございますけれども、組織体制につきましては、県として取り組むべき施策の方向を踏まえまして、効率的、効果的に執行できる体制であるべきと認識をしております。今後、新しい県政ビジョンを策定することに伴いまして、必要に応じて関係部局とともに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（北川貴志） 私のほうから、国道368号の4車線化の取組についてお答えいたします。

国道368号の名張市の国道165号の交差点から伊賀市の名阪の上野インターチェンジの間、約14キロメートルございますが、この間については既に4車線化の事業に着手しております。今年の名張市側の伊賀名張拡幅工区、約9キロメートルですが、この区間につきましては測量設計等を実施しております。今年度もその推進を図るとともに、4車線化に向け、近鉄大阪線の上をまたぐ橋梁の耐震補強工事に着手する予定でございます。引き続き、地元市や沿道の方々の御理解、御協力をいただきながら、4車線化事業の着実な推進に努めてまいりたいと思います。

〔37番 中森博文議員登壇〕

○37番（中森博文） ありがとうございます。

盛りだくさんの提案ですが、知事がいろいろと元気を発信するんだということ非常に意気込みを感じながら、鈴木知事ならできるのではないかなど。また、こんな提案をしていただくのは、知事に成りかわって私がこんな提案をさせていただいておこがましい限りですけれども、気持ちに通ずるところ

もあるのではないかなど、こんなことで御理解をいただいて、伸び伸びとした政策を、独自の展開を進めていただいて、さすが鈴木知事やなど、三重県の知事やなど、日本一若い知事やなど、こうやって言うてもらえるような戦略を講じていただきたい。

また、関西戦略が非常に重要でございまして、先日、大阪事務所にも行かせていただいて、非常に頑張っていたいております。もちろん観光とか企業誘致等々頑張っていたいておりますけれども、東京事務所と比べますとスタッフの面、それから、いろんな面で少し、いわゆる力不足というたら失礼なんですけれども、もう少し力を入れていただければと、このように思っているところであります。今、大阪駅、新しい大阪駅になりまして非常に元気でございまして、関西電力の節電が非常に心配されておりますけれども、大阪府知事は非常にまた違う意味で頑張っていますので、また連携を深めていただきながら、関西戦略としての伊賀地域の御活用をお願い申し上げたいと思います。

時間、私、省略して、どうしても言いたいことを少し1点だけ紹介したいのがありまして、いわゆる被災地の話でこれだけちょっと申し上げておきます。

宮城県の南三陸町の役場で昨年4月から危機管理課にお勤めされていた遠藤さんという女性の24歳の方で、週刊新潮に掲載されておりました。ほかでも掲載されておりましたけれども、震災当日、防災放送のアナウンスを最後までされたと。6メートル強の津波警報が出ています。早く避難してください。漁師であり、自ら消防団員として防潮堤の水門を閉めに海岸まで駆けつけたお父さん、父ですね。津波が来るまで30分あったと。逃げる時間はあったんだけどな。放送を切り上げて、せめて10分でもあれば助かったのになど。でも、未希の頑張りは打ち消すわけにいかないと。お父さんの思いに非常に感動した思いでございまして。ウエディングドレスもあったそうでございまして、非情に思っております。

最後に、希望そのものだと、リーダーは希望そのものだと受けまして、最

後に一句申し上げないとおさまらんかなと思ひまして申し上げます。

「政治とは希望そのもの 鈴木知事 リーダーとは希望そのもの 英敬さん」。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 17番 杉本熊野議員。

〔17番 杉本熊野議員登壇・拍手〕

○17番（杉本熊野） おはようございます。新政みえ、津市選出の杉本熊野です。

県議会改選後、私にとりましては2期目の初質問です。執行部も新しく鈴木英敬知事を迎え、新体制となりました。今回は新しい三重県知事の目指すところをもう少し県民の皆様に明らかにさせていただきたいと願い、質問をさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

質問の1番目は、県民参画の防災対策についてです。

まずは、東日本大震災でかけがえのない命を落とされた皆様の御冥福をお祈りし、謹んでお悔やみ申し上げます。また、被災され、今もなお厳しい環境下で頑張っておられる方々に心よりお見舞ひ申し上げます。

3月11日以降、三重県民の防災意識は大変高くなっており、特に沿岸部では、地震に加え、津波対策への不安が大きくなっています。東海・東南海・南海地震の発生が今世紀の前半にあることが予測されており、また、三重県は海岸線が長く、志摩から南のリアス式海岸は、宮城県、岩手県にまたがる三陸海岸と同じ地形をしております。津波対策のより一層の強化が必要な県です。

私は津市選出の議員で、津に暮らして40年ですが、生まれは大紀町錦です。育ちは尾鷲市です。御存じのとおり、昭和19年の東南海地震による津波で大きな被害のあった地域です。こんなところで生まれ育ちましたので、小さいころから津波の話を母や親戚の者からよく聞かされてきました。そのせいか、ふだんは素早い行動が苦手な私ですが、津波勧告が出たときには瞬時に反応いたします。

3月11日も避難所に指定されている津市内の小・中学校6校、いずれも国道23号より海側にありますけれども、その6校の避難所を訪ねました。いろいろなことに気づかされましたが、まずは津波のときにこんな低い体育館ではあかんわと思いました。それから、助けがないと1人では避難所まで来れへん人もおるやろうなと思いました。

さて、国による津波対策ですが、先日、6月10日に津波対策の推進に関する法律が衆議院を通過いたしました。今国会での成立が急がれるところとなっています。また、国においては、東海・東南海・南海地震が連動した場合の被害予想を推計する予定だと聞いておりますが、それらを踏まえ、新たな地震津波対策の国の方針が出されるまではしばらく時間がかかることから、三重県はスピード感を持った速やかな対応をするため、県独自で津波浸水予測調査を実施し、緊急地震対策行動計画を9月までに策定する提案が今議会になされています。今緊急に集中して取り組むべきことをまずは実行しようとするものであり、県民の不安にこたえるものだと思います。

そこで、私は、今回のこの緊急地震対策行動計画策定について、慌てて行政がつくってしまうのではなく、できる限り県民の参画を得て策定してはどうかと考えています。

津波対策については、防潮堤などハード整備は必要ですし、急がれるところですが、全面的に頼ることはできません。予算的にも限界があります。今一番の防災対策は、津波危険地域に暮らす人々の防災意識の向上だと思います。命を守るためにまず逃げる。今一番やるべき対策は地域の自助、共助の防災力を高めること、防災教育だと思います。

三重県の自主防災組織率は約95%で、全国的にも高い組織率となっています。そこで、例えば各地域の自主防災組織で住民自らがいま一度避難所や避難経路、要援護者などを確認し、避難訓練を実施する中で問題点を洗い出し、地域における避難計画づくりを進める。これまで津波を想定した避難訓練をしていた地域は少なかったそうですから、そんな取組を市町と連携して進め、情報を集積しながら行動計画に反映させていく。ちょうど9月1日は防災の

日です。いかがでしょうか。

今のは一つの例ですが、方法は幾らでもあると思います。とにかく地域のことを一番よく知っているのは地域の人です。県民の気づきを行動計画に反映させるという方針を立て、県民参画型、地域参画型、ボトムアップの行動計画づくりとしていただきたいと思います。そのことが県民の防災意識を高め、三重の防災力を強くするのではないのでしょうか。どれだけの県民を巻き込み、その中から見えてきたことが県の計画に反映されたとどれだけの県民が実感できるか、そこに大きな意味があるのだと思いますし、そのことが三重の防災力を一気に向上させる可能性を持っていると私は思います。従来どおりのやり方、市町と意見交換し、県が行動計画を策定し、施策を実施していくという従来のトップダウンでは対策として弱いのではないかと思います。

そこで、緊急地震行動計画をどのようなプロセスで作成しようと考えておられるのか。県民が参画する緊急地震対策行動計画の策定について、知事の御所見を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 杉本議員より御質問のありました緊急地震対策行動計画においての県民参画について、答弁をさせていただきたいと思います。

緊急地震対策行動計画は、これまでの津波対策の総点検をした上で避難所や津波避難路の整備など、緊急かつ集中的に推進するための計画として9月をめどに策定、公表し、具体的な取組を進めたいと考えております。

まず、県としましては、市町の取組がより効果的なものになるよう、市町に海岸や河川からの距離や標高などの調査項目を示した避難所の状況を照会しています。また、東日本大震災や県内のこれまでの地震による津波の高さを考慮した県独自の津波浸水予測調査を実施することとしています。

こうした取組をする中で、市町には避難所の再点検や見直しを求めていくとともに、地域における津波避難計画や避難訓練、自主防災組織の活動状況についても市町と連携して点検を行っていきます。

この総点検を進めるに当たっては、市町には地域の課題やニーズを的確に

酌み取っていただくよう依頼するとともに、自助、共助を推し進める観点から、今杉本議員より御指摘ありましたとおり、地域のことは住民の皆さんが一番よく御存じでありますから、住民の皆さんのパワーを、力を発揮していただけるように、住民の方々が避難経路を自ら点検したり、ハザードマップの見直しを行ったりするなどの地域が主体となった取組が県内全域に広がるよう、市町と連携して支援を行ってまいりたいと考えております。

こうした取組を踏まえて、県としましては、市町との意見交換などを行い、緊急地震対策行動計画に県民の皆さんの防災意識を高めるために県民の皆さんからの意見をしっかりと具体的に反映し、作成していきたいと考えております。

〔17番 杉本熊野議員登壇〕

○17番（杉本熊野） 今、知事のほうから地域が主体となった取組が広がっていくような取組をしたいという御答弁をいただきました。その方向に私も賛成でありますけれども、行動計画を策定するときに県民の意見を反映するような形でというふうにおっしゃられましたけれども、例えばその反映のさせ方なんですけれども、そういう県民のパブリックコメントでやるのではなくて、県民の皆さんが意見を出していただく場を設定するでありますとか、そういった工夫もぜひしていただきたいというふうに思います。

先日、私、新聞で四日市で活動しているNPOが聴覚障がい者の災害情報をサポートしているという記事を読みました。「美し国おこし・三重」のパートナーグループの一つだそうです。担当の方にどれぐらい防災にかかわっているグループがあるのかとお聞きしましたら、20ほどあるというふうにお答えをいただきました。地域の参画もそうですけれども、そういった活動をしているグループの皆さんの意見を聞いていただく、そういった場も必要ではないかというふうに思っております。どうかよろしく願いいたします。

そして、この際ですが、県民センターについて少し御意見、御要望を申し上げたいと思っております。防災に関するところです。

今回の東日本大震災では市町の庁舎そのものが破壊されたり、行政職員が

多数行方不明になったり、亡くなったりされております。そんな中で行政機能が発揮できないという状況があると思います。三重県は南北に長く、広域防災拠点は今4カ所整備されてもいますが、あらゆる場合を想定し、災害時に県から市町への有効な支援ができるようにしておくためには、私は今の県民センターの権限強化が必要ではないかというふうに思っています。本庁に一極集中の防災危機管理というのはリスクが高いのではないかというふうに思っています。それで、三重の防災力強化のために県民センターの権限強化について、いま一度、御検討いただくことをあわせて要望したいと思っております。

続いて、2点目の質問は、災害弱者対策の充実についてです。

東日本大震災以降、災害弱者対策を求める声が届くようになりました。先日も、自閉症の保護者の方々から、自閉症の者は災害時の突発的な状況変化を読み取れず、身の処し方がわからない状況になります。また、生活環境の変化への対応が難しく、ほかの人に迷惑がかかるからと家族も遠慮して避難所には入れないという事態も起こっています。中越地震のときには車の中で寝たり、壊れた家に残ったりした人もいましたし、東日本大震災でも困った状況があったと聞いています。災害時の福祉避難所の整備、指定をお願いできませんかというお話でした。

また、在宅の遷延性意識障がい者の保護者の方からも、たんの吸引や呼吸器管理、導尿など、医療的ケアが必要で、重度の障がいを持つ遷延性意識障がい者を災害時に受け入れてくれる福祉避難所の整備をお願いしたいとのお声もいただきました。

福祉避難所とは災害救助法に位置づけられており、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、一般的な避難所では生活に支障を来す人たちのために何らかの特別な配慮がされた避難所のことです。要援護者の状況を把握し、事前に施設を指定しておく必要があります。民間の社会福祉施設等の場合は協定書を締結しておきます。

2008年に厚生労働省からガイドラインが出されたことを受けて、最近、各

自治体での取組が進んできています。東北3県でも、この間、幾つかの福祉避難所が開設され、稼働していることが新聞でも報道されておりました。

そこで質問をいたします。

三重県における福祉避難所の指定状況、また、今後の取組についてお答えください。

続けて、3点目の質問をさせていただきます。ユニバーサルデザインを活用した防災対策の推進についてです。

ユニバーサルデザインとは、社会には様々な人がいることを理解し、まちづくりやものづくり、サービスなど、何かをするときにはそれを利用する様々な人の立場に立って考え、実行するという考え方のことです。本県には、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例があり、今年の2月に第2次推進計画が改定をされたところです。

私は、子どもや高齢者、障がいのある人、日本語でのコミュニケーションが困難な人など、だれもが災害時の緊急事態に迅速かつ安全に避難できるためには、避難経路や避難場所などの防災に関する標識は三重県内で統一し、ユニバーサルに表示されていることが望ましいと考えています。どこでもだれでもわかりやすくです。

災害はいつ起こるかわかりません。自宅や学校、勤務先など、避難経路や避難場所があらかじめわかっているところで災害に遭うとは限りません。出かけている先で遭遇しても、ぱっと見てわかる標識をと思っています。視覚に障がいがある方には別の対策が必要ですが、それもユニバーサルデザインです。

三重県は平成16年に三重県避難誘導標識等設置指針を制定し、こんな統一マークをつくっています。(パネルを示す)統一マークをつくっている県というのは余り多くないんですけれども、三重県はつくっております。この緑のが避難場所、青に波の形が津波基本形、三角が津波危険地帯、波から逃げる人が津波に注意、こういうマークです。このマークを三重県民のだれもが周知することが私は大事ではないかと思っています。

続いて、これですけれども、（パネルを示す）これは津市の橋北公民館の避難所だという標識なんですけれども、日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、そして、統一マークのユニバーサルデザインが書いてあります。このデザインなんですけれども、この津波の基本形が書いてあったんですけれども、これは何だろうかとなって、ぱっと津波という感じはちょっと受けとめにくかったんですけれども、色、デザイン、本当によくわかる標識だというふうに思っています。

津波のことが今すぐく気にかかっていますので、私、津波のユニバーサルデザインのマークが各県どうなっているか少し調べてみました。（パネルを示す）左上のが高知県です。「地震が起きたら鉄筋3階建て以上の高所へ」と書いてあります。それから、上の右側が山形県です。津波の高さがよく表現されていると思います。それから、下二つが静岡県です。右側のほうが津波避難協力ビルの表示です。それから、左側が海拔2.0メートルの表示になっています。

私は今回、ぜひ、三重県にはない統一マークで、この海拔何メートルというマークをつくっていただけないかなというふうに思っています。最近、私は、私の自宅も海岸に近いところにあるんですけれども、このあたりは海拔何メートルだろうと物すごく気にかかるようになりました。いろんなところでここは大丈夫よねって、すごく海岸からも離れているし、ちょっと高いしと言われるんですけれども、ちょっとお答えもしにくいんです。私は今県独自で進めておられる津波浸水調査の結果を踏まえて、ぜひ公共施設、信号機、電柱やビルの壁など、至るところに海拔表示をしてはどうかと思います。そんな日常的なところでの対策が防災力アップにつながるのではないかと思います。

三重県の避難場所や避難経路は、だれでもどこでもぱっと見てわかるユニバーサルデザインに。ユニバーサルデザインを防災対策に有効活用していただくことについての今後の県の方針、取組をお聞かせください。

〔大林 清防災危機管理部長登壇〕

○防災危機管理部長（大林 清） 私のほうからは、誘導標識なんかのデザインのことと、それと、海拔表示について御答弁申し上げます。

本県では、避難誘導標識につきまして平成16年に三重県避難誘導標識等設置指針を作成し、デザインの統一化を図っております。この標識のデザインはおおむねユニバーサルデザインに配慮したものとなっております、市町はこの指針に基づき標識を設置いただいております。

また、海拔からの高さの表示につきましては、平成15年に中部電力株式会社と三重県で確認書を交わしております、海拔表示板を電柱に取りつけることができるようになっておりまして、市町ではこれに基づき海拔表示板を設置していただいているところでございます。

東日本大震災では津波により甚大な被害が出たことから、津波の発生時にはいち早く高いところへ逃げるのが重要であると考えております。そのため、避難誘導標識や海拔表示につきましては、どこにいても容易かつ確実に避難行動がとれるようになっていくことが必要であると考えております。

今回、市町の方々とともに避難所や避難経路の再点検や見直しを行っていくこととしておりますけれども、これまで設置してきました標識につきましても、だれにでもわかりやすいかどうかという観点からも設置場所、表記の仕方などの総点検を進めていきたいと考えております。

それと、海拔表示についてですが、本当に住民の方々の関心も高くなってきております。これまで十分に表示、設置されているかということも含めて確認作業を行っていきたくと考えております。

以上でございます。

〔山口和夫健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（山口和夫） 私からは、福祉避難所に関しまして御答弁申し上げます。

災害のため被害を受け、または被害を受けるおそれのある場合、応急的に避難する避難所が必要となりますが、特に一般的な避難所では生活に支障を来すおそれのある高齢者、障がい者、妊産婦等、いわゆる災害時要援護者の

方々につきましては特別な配慮が必要となります。

このため、災害救助法に基づいて厚生労働省から示されました「大規模災害における応急救助の指針について」におきまして福祉避難所を指定することが求められており、厚生労働省防災業務計画におきましては、市町村は福祉避難所の整備に努めることとされております。

また、県の地域防災計画におきましては、県は高齢者や障がい者等の災害時要援護者の避難支援の体制を整備するため、市町や地域で情報伝達体制の整備、災害時要援護に関する情報の把握、共有を図り、避難支援計画を策定するよう働きかけていくとともに、市町については災害時要援護者に配慮した福祉避難所の確保について検討していくこととなっております。

これらを踏まえまして、これまで県といたしましては、市町の担当者会議等におきまして日本赤十字社が作成いたしましたガイドライン等に基づいて福祉避難所の確保を要請するとともに、東南海・南海地震防災対策推進地域のうち沿岸部の市町で福祉避難所を指定及び協定締結している施設がない市町を訪問し、福祉避難所の確保を要請するなど取り組んでまいりました。

厚生労働省によります福祉避難所の指定状況等の調査では、平成22年3月末時点において県内で市町が福祉避難所に指定、あるいは協定締結している施設は217カ所となっており、福祉避難所のある市町は12市町、41.4%となっております。なお、この調査では、福祉避難所のある市町村の割合は全国では34.0%となっております。

東日本大震災において福祉避難所が開設されていないため、十分なケアを受けられず健康状態の悪化が懸念されるなど、災害時要援護者が厳しい状況に置かれたとの情報もある中、東海・東南海・南海地震が発生した場合には県内でも同様の厳しい状況になることも予想されます。

このため、定められた役割からは市町において市町のそれぞれの状況を踏まえ、福祉避難所の確保に努めていただく必要はありますが、県といたしましても、市町に対しこれまで以上に福祉避難所の必要性や災害救助法を適用されたときの財政的な支援内容等について説明を行いながら、福祉避難所の

確保に向けた働きかけを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

〔17番 杉本熊野議員登壇〕

○17番（杉本熊野） まず、福祉避難所のことなんですけれども、これまでも県として市町に働きかけて取り組んでこられたということで、41.4%、217カ所ということでしたけれども、お聞きするところによると、市町によってやっぱりばらつきがあるというか、かなり進んでいるところとそうではないところ、かなり進んでいるところは数少ないと思われまして、それから、高齢者のところが多いように思うんですけれども、障がい者への対応のところはまだこれからというところではないかというふうに思っています。そのあたりのところをお願いしたいのと、もう一つ、やっぱり市町、市町と言われるんですが、やっぱり広域自治体としての役割がこれについてはあるかと思えます。

3月11日に厚生労働省が各都道府県に出した通知ですけれども、要援護者に対応するための通知ですけれども、そこにこんなところがありました。被災地市町村とその周辺市町村との連携による広域的な利用調整ができる体制の構築、広域的調整体制の構築を求めています。それから、多数の要援護者を受け入れることにより職員の不足を来している施設については、広域的調整体制のもとで他施設からの職員の応援派遣を行うことというふうに通知がなされておりました。

ですので、大きな災害時になれば特にそうですけれども、広域自治体としての県の役割は非常に重要だと思います。いろんな対応が必要ですので、やはり一つの市町ではできないところも多いかと思えます。ぜひ福祉避難所については県が広域自治体としての役割を果たして、調整をしながら、三重県全体として安心ができる形をお願いをしていただきたいというふうに思います。

それから、そのガイドラインの中にもないんですけれども、外国人への対応のそういった配慮の必要もこれからの課題かなというふうに思っています。

三重県は外国人登録者数が4万6817人、平成22年12月ですけれども、集住している市町の中にはそういった対応を考慮している市町もあるかと思うんですけれども、これらの状況をよく踏まえていただいて、三重県多文化共生推進会議でありますとか、多様な主体とのネットワーク会議などでもぜひ今後御検討をいただきたいと思います。これはもう既に進んでいる県もありますので、ぜひそのあたりを御参考というふうに思っています。

それから、ユニバーサルデザインのことなんですけれども、ぜひ何か見える形で、おっとというか、標識というのはすごく見えると思うんです。見える防災対策だと思うんです。それだけに発信力が私は強いというふうにも思っていますので、そのことは避難行動という一人ひとりの防災意識の向上にも直結しますので、ぜひ見える防災対策として避難表示というか、標識の取組を県として推進をしていただきたいと思います。確認作業をする中でという話でしたので、ぜひそういった県民の目線を取り入れていただきたいというふうに思っています。

そして、防災については、県民参画でということが一番の訴えたいことなんですけれども、やっぱり今非常に不安が強いです。先日も保育園に子どもを預けているお父さんから、自分の子どもが行っている保育園は堤防のすぐ近くにあると。何かが起こったときには僕の勤め先からは間に合わへんと。どうなるんやろうなって言われました。これはまた違う保育園なんですけど、園長先生が今いろんな想定をしながら避難場所とか避難経路を考えていて、何とかできるかなって。やっぱりだれかの助けがないと、それから、避難場所にしても、今まで指定されていたところは到底危険で、川の近くですので、そちらの方面には行けないと。違うところを考えなければならないなという避難ビルのことでありますとか、そういうお話もいただきました。本当にいろんなことを身近にわかっていらっしゃるのには県民です。ですから、県民が本当にその不安が出せる。そのことが行動計画に生かされるような、今後の三重県の防災対策に生かされるような、そんな政策としていただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

次に、三重の教育の充実について質問をいたします。

知事におかれましては、知事提案説明において、今年度当面力を注いでいく課題の一つとして教育を取り上げ、教育を再生し、教育立県を目指すと述べられました。まずは大変意義あることと敬意を表し、知事の教育への熱い思いが三重の子どもたちへの温かな支援の手となって届くよう、私も議員としてともに頑張らせていただきたいと思いますところでは。

先日、ある中学校を訪れましたら、校長先生が朝から青い顔をしている子どもがいるのでどうしたんやと聞いたら、朝御飯を食べていないということだったそうです。経済的にも、家族との関係でもしんどい子どもたちが増えてきたなど言われました。小学校でも、1日の食事が学校給食に頼らざるを得ない子どもの話を聞くことがあります。子どもを取り巻く環境は厳しくなる一方です。けれど、やっぱり子どもは社会の未来です。輝く未来づくりに向けて子どもたちの今をしっかりと把握することから始めるのがまずは教育の基本ではないかと思えます。

そんな中、本年3月、三重県教育ビジョンが策定をされました。教育基本法第17条第2項に基づく基本的な計画として位置づけられ、今後10年先を見据えた三重の教育の目指すべき姿と5年間で取り組む施策を示しています。

このビジョンを審議した三重県教育改革推進会議がビジョン案を教育委員会に提出するとき、ビジョンの実現のために必要な財源の確保を当局に要望しています。それを受け、今年度の当初予算では、学力向上のための少人数教育、特別支援教育、外国人児童・生徒教育、生徒指導対策などの事業が予算化されています。中でも一番大きな予算は少人数教育です。

この4月、国は小学校1年生での35人学級を実施いたしました。全学年での30人学級の実施には至りませんでした。けれども、30年ぶりの公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正ですので、これは一定評価するところがあるというふうに思っております。

30人学級は、保護者や県民、市町の教育委員会からも三重県では長い間強く求められてきた施策でもあります。知事が教育立県を目指すのであれば、

例えば国ができなかった小学校全学年での30人学級の前倒しを実施するなど、目に見える形で教育関係予算の支援を行っていかれてはどうでしょうか。そのようなお考えがあるのかどうか、決意のほどをお伺いしたいと思います。

あわせて、この際、地方公共団体の長の職務権限について少し確認させていただきたいと思います。

知事自らが直接に教育行政を担うことは法律の許すところではありません。また、知事は政治家でもありますから、当然、教育に関しては中立性を確保しなければなりません。一定の制約があることは御承知だと思います。教育行政に関する知事の権限は、予算調製執行権、議案提出権、決算を議会の認定に付する権限、教育財産取得処分権、契約締結権の五つの事項です。地方公共団体の一体性を確保し、財政予算の一元的処理を図る観点から、この五つを教育行政に関する知事権限とし、財政に関する総合調整権を与えています。

しかし、今回の知事提案説明の中で知事は、日本人の謙虚さや思いやり、豊かな感性といったものを大切にする心をはぐくむ教育にも力を入れていきたいと考えています、学力の向上、キャリア教育の充実、郷土教育の推進について一層の取組を行うため、有識者による会議で議論を深め、施策を展開していきますなどと述べられました。これらの御発言には、教育内容や教育委員会が扱うべき内容が多く含まれております。知事の職務権限を越えるのではないかとと思われるものもあると私は思います。お聞きしていて少し混乱をしています。

御存じのとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、すごく長い法律ですので省略して地教行法と呼ばれていますけれども、地教行法では教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事務を管理し、執行するのは、教育委員会の職務権限となっております。これはもうよく御存じの知事に、釈迦に説法だとは思いますが、国の教育行政と地方の教育行政とは違いがございます。

そこで、そのことを再度御確認いただき、地方公共団体の長として地方自治法や地教行法の権限を知事が越えようとしているものではないということの確認をいま一度させていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 杉本議員よりございました教育に関する御質問、答弁させていただきたいと思います。

まず、1点目は、知事と教育委員会との職務権限についてであります。

私は、経済産業省に勤務をしておりました際に、内閣官房に出向し、官邸スタッフとして教育再生会議に関する事務などを担当した経験がございます。その内容は、教育基本法、地方自治法、先ほどございました地教行法という枠組みを踏まえ、改革について議論を進めていたわけでありますので、知事と教育委員会との職務権限をはじめ、教育事務についてはこれまでも勉強をさせていただいたところであります。

杉本議員御指摘のように、私の知事提案説明の記述が私がやりますというこの一人称であったことから、学校教育の権限までも持っているのではないかと私が勘違いしているのではないかと御危惧されているようでございますけれども、決してそのようなことはございません。

一方、この知事提案説明の中でも申し上げましたが、時代の変化の中で求められる人づくり、教育というものには必ずしもそのすべてが教育委員会の所掌事務の中でおさまるものだけではないと思いますし、教育ビジョンにもうたっていただいているように、県民総参加で取り組まなければ実現できません。そのような思いから私も知事提案説明で申し上げさせていただいた次第でありますし、これからも適切な役割分担のもと、しかし、一致団結して教育の改革に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の教育予算の充実についてでありますけれども、私も議員の御意見に同感であります。教育委員会では昨年12月に三重県教育ビジョンを策定しており、今年度このスタートの年としてビジョンに掲げた理念

の実践に向けた取組を進めていただくこととなります。学力向上やキャリア教育など、中心的な課題については三重県教育改革推進会議で御議論いただくこととなりますので、会議での議論を通じて具体的な取組を示されることになるかと思っております。それらに関する事業の推進に際しての予算につきましては、内容を検討し、必要と判断した場合には措置をしていきたいと考えております。

また、議員より御質問のありました少人数学級の推進についての私の考えでありますけれども、学力向上などきめ細かなケアという観点で少人数学級の意義というものは認められるものであり、私も選挙時の政策集において少人数学級の推進を掲げさせていただいているところであります。一方で、厳しい財政状況でありますので、それらとの整合性なども考えた上で今後の展開については検討してまいりたいと考えております。

〔17番 杉本熊野議員登壇〕

○17番（杉本熊野） ありがとうございます。

知事提案についての御説明をいただきました。教育基本法、地方自治法、地教行法を超えるものではないということの確認をさせていただきましたので、少し混乱をしていましたことがここで理解をさせていただくことができました。

あわせて、教育は学校だけでできるものではない。これは私も本当にそう思っています。特に家庭教育、それから、地域の教育力、そのあたりについてはぜひ一緒に取り組んでいかなければならないというふうにも思っておりますし、地教行法の改正の中でスポーツや文化に関しては教育委員会から知事部局のほうにできるようになった改正があって、三重県では博物館のほうも生活・文化部のほうに移行をしたところでございます。本当に文化というところに関しても、広くはやっぱり教育の土台がそこにあるだろうと思っておりますので、そういったところでやはり一体となって、一緒になって取り組んでいくという今の鈴木知事の姿勢には私も同感をさせていただくところで。

けれども、本当に子どもたちをめぐる状況、家庭、地域、そして、学校現

場、様々な課題がございますので、ぜひまたその実態をしっかりと、それこそ現場主義の鈴木知事でありますので把握していただいて、県のリーダーとして頑張っていただきたいなというふうに思っているところです。

そして、もう一つ、やっぱり知事は本当に大きな権限を持っていらっしゃいますので、自分の今までの思いやお考えやら、本当にたくさんのものであろうかと思えますけれども、そういった権限の大きさもぜひ御理解いただき、そして、そのことをぜひ子どもたちのために本当に使っていただきたいというふうに思っています。

少人数教育については推進の方向を示していただきました。けれども、厳しい財政状況の中でもあります。今後いろいろな点で検討をされて推進をしていただくことをお願いしたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、最後の質問です。男女共同参画についての質問をさせていただきます。

今回の県議会の選挙、第17回統一地方選挙ですけれども、三重県議会には私を含め3人の女性が当選をさせていただくことができました。桑名市・桑名郡選出の小島智子議員、熊野市・南牟婁郡選出の大久保孝栄議員、そして、津市選出の杉本熊野、私の3人です。お気づきいただいている方は少ないと思いますが、3人というのは実は60年ぶりです。昭和26年に行われました第2回統一地方選挙以来のことです。このとき四日市市から石田マサヲ議員、津市から堀川恵つ議員、伊勢市から岩下かね議員が当選し、堀川恵つ議員が1期で退かれましたので、昭和26年からの1期4年だけが三重県議会には女性議員3人でした。それからちょうど60年です。半世紀以上たってやっと3人になりました。県議会への女性参画率6%、全国33位です。けれども、鈴鹿市では東海地方初の女性市長、末松則子市長も誕生いたしました。私としては大変うれしく、たくさんの女性の方から女性議員として頑張ってくださいねと激励の言葉もいただいているところです。

そこで、男女共同参画について質問をさせていただきたいと思えます。

選挙のときの政策集、それから、知事提案説明の中に男女共同参画、それ

にかかわるものはあるんですけれども、男女共同参画という言葉がありませんので、まずは男女共同参画についての知事の基本的な考えと三重県における現状をどのようにとらえておられるのか、お聞かせいただきたいと思いません。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 杉本議員より御質問のありました男女共同参画についての私の考え方を述べさせていただきたいと思えます。

私は、政策集で新しい三重の創造を目指す目標の1項目に、女性や若者たち、そして、お年寄りが活躍できる場をつくり、生きがいに満ちた地域の実現というものを掲げております。これは言いかえれば、性別や年齢にかかわらず、県民一人ひとりが能力を発揮して、積極的に社会に参画することができる三重の実現を目指すということであり、また、職場や家庭、地域など、あらゆる場面の活動においてだれもが対等な立場で参画することを目標とするものです。

三重県男女共同参画推進条例の前文には、私たちが目指す社会は、すべての人々の人権が保障され、一人ひとりが性別にかかわらず自立した個人としてその能力と個性を十分に発揮することができる社会であり、男女が対等な立場で社会のあらゆる分野とともに参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会であるという部分がありますが、私も同じ思いであります。

今年度の県政運営の考え方において、男女が対等な立場とともに参画する社会をつくるための支援の推進を掲げたのは、そのような思いを込めたものであります。

しかしながら、平成11年に男女共同参画社会基本法が、平成12年に三重県男女共同参画推進条例が制定されてから10年以上経過しておりますが、三重県の状況はまだ満足できるものではありません。男は仕事、女は家庭というような固定的な性別役割分担が残っている面もあります。一方で、私は、日本人における男性らしさ、女性らしさというのも大切にすることが必要であると考えております。

また、女性の就業環境の整備が不十分であるため、30歳代の女性の就業している率が他の年代層に比べて低くなっていること、先ほど議員からも御指摘ありましたように、政策や方針決定の場への女性の参画はまだ不十分であるなどの状況が見られます。こうしたことから、男女共同参画についての県民の理解を深めるための広報啓発の充実や、仕事と家庭の両立を支援するいわゆるワークライフバランス制度の普及など、女性の社会参画を支援する環境整備を進めていく必要があると考えております。

〔17番 杉本熊野議員登壇〕

○17番（杉本熊野） ありがとうございます。

政策集には女性の活躍の場、そして、今回の知事提案説明には女性の社会参画という言葉がありました。女性をやっぱり参画するような形にという方針であろうと思うんですが、女性のあらゆる場への社会参画は、その裏側の男性の参画がなくしては進むものではありません。これは表裏でございます。それだけを、片方だけを進めようとするところかゆがみが生じます。ですので、これは一体なんです。男性のあらゆる場への社会参画と女性のあらゆる場への社会参画は表裏で一体ですので、ぜひそういったメッセージをあわせて送っていただけたらというふうの一つ思わせていただきました。

そして、今、男らしさ、女らしさ、これについては大事だというふうにおっしゃられまして、私も基本的にはそういう考え方なんですが、今問題とされているのは、例えばそのことによってある枠にはめて、いろいろな行動や生き方が制限されるとか、制約されるとか、そういうところが問題になっています。そういう中で、自分らしさとか、その人らしさというところが阻害されがちになるという、そのことが問題でありまして、そういったところへの働きかけというか、施策がこの男女共同参画の中では求められているというふうに私は理解をしております。

そして、三重の状況については満足のいくものではないという御見解でしたけれども、やはりそのとおりで、これは女性だけではなくて男性についても同じことであります。やっぱり今一番顕著なのが労働における部分ではな

いかというふうに思っています。非正規労働者の問題が大きくなってきておりますけれども、非正規労働者は圧倒的に男女で比べれば女性のほうが担っております。そういう状況、反対に、やっぱり本当に厳しい労働環境の中に置かれている男性の問題もあろうかと思えます。自殺者の多くは男性であります。そういったところを含めると、今ワークライフバランスという言葉がいろんなところで使われていますけれども、そういったところの施策が本当に必要ではないかというふうに思っているところです。

男女共同参画についてはまだまだ意見交換をさせていただきたいところがあるのですが、今後またいろいろな場でさせていただきたいなというふうに思っております。

最後になりますけれども、私は今回、知事提案説明の中で新しい豊かさという言葉を知事が使われました。この言葉に非常に私は魅力を感じております。そういった県政を目指していただけたらと本当に思っているところなんです。次の質問は新しい豊かさと男女共同参画の関係についてです。

知事におかれましては既にお調べいただいていることとは思いますが、三重県男女共同参画推進条例の成立過程の中で三重県の中で整理し、確認されてきたことを少し申し述べたいと思えます。

男女共同参画基本法を受けて三重県が条例を制定したのが2000年です。全国で4番目でした。しかしながら、そのとき既に三重県には人権条例がありました。人権条例があった上で男女共同参画推進条例を制定するのは三重県が全国初でありました。そこで、三重県では人権条例があるのになぜその上に男女共同参画推進条例が必要なかというところから議論を始め、懇話会でも議会でも活発に議論がなされたと伺っております。

その議論の中で人権や差別と男女共同参画の理念が整理をされています。人権侵害や人権擁護など、人権に関することは個人それぞれの問題であり、差別反対や差別撤廃など、差別に関することは集団間の問題であり、男女共同参画は社会構築の問題であると、そんな理念の整理が三重県ではなされております。

そして、女性の人権擁護や男女平等は必要条件ではあるが、どのような要素を社会に取り入れたらよりよい社会になるのかを考え、男女共同参画という言葉に新しい社会の価値観、新しい命を吹き込もうと三重県独自の立場で条例制定に取り組んできた経過があります。ですから、男女共同参画は女性の人権や男女平等の問題にとどまるものではありません。結果としてそういう形にはなりますが、そこにとどまるものではありません。それから、男女共同参画というと家庭の崩壊を招くとか、少子化の原因だというような意見も聞かれますが、そのようなことを目指すものでもありません。

目指す真の男女共同参画社会は、子育ても含み、みんなが安心して暮らせるものでなくてはなりません。女性が男性と同じように働ける社会を目指してもいますが、非人間的に働き続けるのではなく、男性も女性もともに育児も家事にも貢献できる社会、とはいえ、分業を否定するものでもありません。そんな新しい社会、新しい豊かさを求めるものが私は男女共同参画社会だというふうに思っております。

知事は今後の県政運営に当たっての所信表明の中で、これまでのように人口や経済の右肩上がりの成長を前提とした考え方は成り立たないとの見解を示されました。そして、日本一、幸福が実感できる三重を目指す上で、三重県が果たすべき役割の一つはこれからの時代に必要な新しい豊かさのモデルを示すことだと述べられました。その考えに私も本当に賛成をしております。その上で私は、新しい豊かさを求め、追求するときに、男女共同参画は欠かせない要素だと考えております。その点について知事の御所見を伺いたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 杉本議員より御質問のありました新しい豊かさと男女共同参画についてであります。新しい豊かさにおきましては、経済的豊かさだけではなく、人と人、人と地域などの多様なつながり、きずなを重視するという観点が大切になると考えています。

このため、県民一人ひとりが能力を発揮して積極的に社会に参画でき、人や地域とのつながりの中で自らの思い描く夢や希望を実現でき、幸福を実感

できることが重要です。

また、だれか人の役に立つこと、自分の役割を果たす場があること、これは幸福を実感できること、豊かさを感じることに繋がると考えております。こうした多様なつながりの中で性別にかかわらず幸福を実感することを目指すためには、男女共同参画という視点は欠かせないものであると考えております。

また、杉本議員の御質問に答えるに当たりまして前日に勉強させていただいた武村先生のお話の中にも、その男女共同参画、単なる男女平等とかということではなく、ハッピーになるにはさらにどうしたらいいのかという要素、魂を込めていかなければならないというお言葉がありました。それに私も賛同し、そのような視点でしっかりと新しい豊かさ、検討してまいりたいと思います。

〔17番 杉本熊野議員登壇〕

○17番（杉本熊野） ありがとうございます。

今日、多くの女性の皆さんが知事がどんな見解を示されるだろうかと本当に楽しみにしておりました。新しい豊かさに男女共同参画は欠かせない視点だという御見解を示していただき、本当に私も力強い思いがいたしました。

男女共同参画の先進国では、男女共同参画を人口政策とか労働政策として位置づけています。そういった国では少なくとも少子化には歯どめがかかっているというのが本当のところだというふうに私も思っています。

そのときに本当にいろんな課題があるんですけども、でも、やっぱり日本も、それから、三重県もそこは加速しなければならないというところに来ていて、加速するための一番の手だては何だろうねって私がいろんな方にお聞きしたら、それはやっぱりリーダーの意識やというふうに言われた方が多かったです。議会は6%になりました。今日、執行部、県の幹部の皆さん、33名御出席いただいておりますけれども、1名です。3%です。今回は議会のほうが参画率は高いようです。そういった本当に知事の一歩の足元のところも含め、ぜひ鈴木知事にはそういったところを牽引していただけたらとい

うふうに思っております。

新しい知事、36歳という若さにそういった意味では大変期待もさせていただいているところです。三重の女性たちは元気ですので、どうぞいろんなところで女性たちにエールを送っていただいて、その一人ひとりの能力をしっかりと発揮させていただけるよう、そんな施策を期待したいと思います。特に今年度策定予定の新しい県政ビジョンに男女共同参画が政策としてどのような形で入っていくのか、大変楽しみにさせていただきたいと思います。

最後になりましたけれども、もう一度防災に戻らせていただきます。

私、5月5日、子どもの日に女川町に参りました。そこで女川第一中学校の校長先生がおっしゃった言葉があります。命を守る国づくり、命を守る人づくり、それが生き残った私たちの責務ですっておっしゃいました。私は、やっぱりその言葉が本当にずしんと自分の心に刻まれました。そういったところで三重県内の防災対策を、そして、東日本への支援を進められるよう取り組んでまいりたいと思います。

どうもありがとうございました。以上で終結いたします。（拍手）

## 休 憩

○議長（山本教和） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

---

午後1時1分開議

## 開 議

○副議長（中村進一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（中村進一） 県政に対する質問を継続いたします。51番 西場信行議員。

[51番 西場信行議員登壇・拍手]

○51番（西場信行） 皆さん、こんにちは。多気郡選出の西場信行であります。議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきますのでよろしく願いをいたします。

大きく5点であります。

まず、最初の県政の政策展開についてということでありまして、三つの質問を用意しております。

一つ目は、日本一、幸福が実感できる三重を目指す鈴木知事の県政に取り組む姿勢を改めて問うておきたいと。

北川知事は改革を全面的に出して、野呂知事はしあわせプランだったですね。そういう中で、知事は改革、変えるということにも大変情熱を持っておりますし、また、幸福度という言葉も挙げてみえる。何か両方と重複している部分があるような感じも受けます。そういう意味で、さきの2人の知事さんとの違いは何かと、こういうことを思うわけではありますが、足して2で割るといようなことでは新鮮味もありませんし、また、日本一若い知事さんらしくないというようなことから、ここの部分をひとつ聞いておきたいなというのが一つで、もう一つは、東日本大震災を受け、原子力が大変注目されておりますが、この原子力政策についての知事の考え方も問うておきたいと。

それから、その次に、東日本大震災で被害を受けた企業の支援ということで、今回、6月補正で東日本大震災企業操業支援事業費3000万円、これが出てきておるんですね。こういったことについてぜひいろいろ御答弁等をいただきたいと、こういうように思います。

知事の就任のごあいさつや、あるいは政策集の中で県民幸福実感度日本一、この言葉が出てくるんですが、そういう中で幸福の定義の部分で人とかかわりというものを大事にして、そこに幸福を感じる何かをというようなお話は非常に私も気に入っております、しかし、これは政策の中でどういうふうに反映するかなというのは大変難しいところだと思います。今日はそこで

の政策議論はちょっとできませんけれども、私はこのことを思うときに、県の行政の中で少し考えてもらいたいのは、生涯学習の部分で何かつながっていくものがあるんじゃないかなというようなことを思ったりしておるわけがあります。

特徴について今から述べてもらうわけでありませうけれども、知事カラーについて述べてもらうわけでありませうけれども、北川知事が登場したときは大砲を打ち鳴らす黒船だと、こういうことになったんですね。野呂知事は、最初この議場へ入ってこられたときに少し県会議員が意地悪な質問をされて、野呂さんはお名前からしてのろ船ですかと、こう言ったら、野呂知事は、私は名前がそうですが、私の船はスローライフののろ船だといって答弁されたのが印象的です。今回、代表質問でも、クルーザーに例えて三重丸の船長というようなお話もありましたけれども、そんなところも思うところがあれば出してもらいたいと思います。

この項目だけ一括していきいたいと思いますけれども、原子力問題は三重県にとって芦浜という大変長い歴史を抱えた大きな課題がございまして、それは古くは芦浜候補地が決定した昭和30年代までさかのぼるわけですが、少なくとも私自身が経験しておる今までの経緯の中で申し上げれば、昭和60年に原子力発電所立地調査推進決議をこの議場でやらせてもらったときには、議長の声も、提案者の議員さんの声もう怒号と騒然とする議場の傍聴席からの声の中で聞き取れない。そういう中で静粛を、静める議長も制止も無視される中で、やむを得ず傍聴人の退場を命ずるという中でその決議がなされてまいってきております。

その後、平成8年には南島町の芦浜原発阻止闘争本部のほうから「三重県に原発いらぬ県民署名」が81万人出された。そういうところからいろんな議論も進めて、そして、特に自民党県議団の中には党の中央の基本政策と、それから、地域の現場の様々な声との間に立って大変な苦悩と検討を重ねた経緯もありますけれども、平成9年に3年間の冷却期間を置く請願を全会一致で採択したと。そういう中で、いわゆる3年が経過する中で知事がかわり、

北川知事の白紙撤回の表明がなされた。そして、その後間もなく、中部電力の太田社長のほうから計画断念が発表されると。まことに急な展開、結論が出てきたわけでありませう。

こういう経緯の中で率直に思うんですが、一県の知事の見解が一国の最も重要な政策さえも一気に変えていくことができるような事実、ある意味での体験もさせてもらったんですが、そういう意味で我が国のエネルギーの政策というものは非常に不安定でわかりづらいものかなというようなことを今も思っております。

鈴木知事は、このエネルギー政策を今回県の新しいビジョンとして地方においても積極的に取り組んでいくと、分散型のエネルギーの配置をとというようなお話を前回の会議で示されておりますけれども、県としてこの重要電源である原発政策についてはどこまでそういう関与ができるものかというところは非常に難しい課題であると、こういうふうに思っております、そういうところについても少し触れてもらえればなど、こういうふうに思っております。

私自身もいろんな検討なり思案はしておりますけれども、少なくとも今日までの原発の是非の議論は、今回の福島第一原発事故の状況を見る中でその経緯と議論のすべてはこっぴみじんに吹き飛んでしまって、今は跡形もない感を強くしております。個人的見解と断つてはおきますが、東南海地震など強く心配されるこの三重県においては、新規立地は目指すべきでないとは個人的に考えております。

それから、3点目の部分の、もう冒頭申し上げましたので詳しく申し上げませんが、今回出てきましたこの東日本の関連企業の支援事業費3000万円、これは今起こっておる製造業王国である東北地方の惨状を見るにつけて、その地域だけに終わらない。業界はもちろん、日本、世界にまで影響を及ぼす大変な状況でございます。このまま手をこまねいておりますと空洞化等の状況がますます進んでしまうということにおけば、やれることからやらねばならないという中で、一県の判断としてこういうものを打ち出されたことに敬

意を表したいと思います。こういうことについて少し触れて御回答をいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 西場議員より御質問いただきました3点について順次答弁をさせていただきたいと思います。

まずは日本一、幸福が実感できる三重を目指す私の県政に取り組む姿勢ということでございます。

私は、県民の皆さんに対しまして変化の必要性を訴えて知事に就任をさせていただきました。県民の皆様には三重県が変わったなど実感していただけるよう改革に取り組んでいく必要があると考えております。

また、改革が県民の皆様の生活により変化をもたらし、その果実が県民の皆様のもとに届くということが大切でありますので、そこを意識しながら取り組むことを考えております。そのような変化が実感できてこそ県民の皆様が未来に夢と希望を持つことができるのであり、こうした考えのもと、日本一、幸福が実感できる三重を目指し、新しい三重づくりに取り組んでまいります。

私は、日本一、幸福が実感できる三重とは、命と暮らしの安全・安心が確保された上で県民一人ひとりが個性や能力を生かし、自らの夢や希望に向かってチャレンジでき、失敗しても再チャレンジができること、人の役に立つ喜びを感じることができること、さらには地域に雇用の場が確保され、生活の豊かさが実感できることだと考えております。

こうした中でこれからの三重県が果たすべき二つの大きな役割があります。一つは、ものづくりの拠点として日本経済をリードする役割です。多彩な産業技術の集積など、今ある力を発揮することにより県民の皆様が生活の豊かさを実感できるようにしていきます。もう一つは、成熟した社会における新しい豊かさのモデルを示すことでもあります。自然、歴史、文化などの資源を生かして、経済的な豊かさだけではない、地域社会のモデルを示すことのできる可能性があります。私は、三重県がこれからの役割をしっかりと果たし、

県民の皆様が日本一幸福が実感できるよう、県政のかじ取りを行ってまいりたいと考えております。

また、西場議員からは前の野呂知事、その前の北川知事とどう違うのかというお話がありましたけれども、殊さらここが違うんですということを強調したり、違いを出すことばかりに終始をするようなことでは本末転倒であると私は思っておりますので、着実に、しかし、大胆にしっかりと進めて、先ほど申し上げましたとおり、変化の果実を県民の皆さんに届けていくようなことで全力で進んでまいりたいと考えております。

さて、続きまして、原子力発電の関係でありますけれども、先ほど西場議員からお話のありました芦浜の撤回のお話、これは私がまだ選挙に出る前のときから西場議員に教えていただいて、当時、西場議員が議長をやられておられて大変思い入れのある、そういう非常に当時の情景が思い浮かぶような思い入れのある御質問をただいまいただきました。

原子力につきましては、一義的には国のエネルギー政策の中で議論されるべきものでありますけれども、今後は国のエネルギー政策を定めているエネルギー基本計画の見直しの中でしっかりと議論をされるべきものであり、その際には今回の原子力発電所の事故の検証や国民の感情、そういうものも十分に酌み取って極めて慎重に判断されるべきものと考えております。

また、県内における原子力発電所の新規立地については、過去、4原則3条件というものもありましたけれども、今の状況はそういうものを語る以前の問題でありまして、議論の余地は全くないと考えております。

続きましては、東日本大震災で被害を受けた企業や農業経営者への支援について、県としてどのように取り組んでいくのかという点でございます。

東日本大震災が発生し、我が国が未曾有の危機に直面する中、私は今こそ心を一つに互いに支え合い、知恵を出し合って乗り越え、活力ある日本を再生していく必要があると考えております。

私も被災地に赴きましたが、多くの企業や農業者が甚大な被害を受けており、その地域において意欲はあるものの事業の停止を余儀なくされている状

況でした。そのため、今回、震災により現地で事業を続けていくことが困難となった企業や農業経営者を支援するため、補助制度を新たに補正予算として計上させていただいているところでもあります。県としましては、被災県などとも十分に連携し、真の支援となるよう注意深く取組を進めてまいりたいと考えております。

一方、このような行政による支援を検討している中、四日市市において県内の企業に加え、福島県会津、北九州、大阪、東京などの企業が中心となってネットワークを構築し、被災地域からの雇用の受け入れや被災した企業と新たに取引を開始するなどの民間のパワーを生かしたそういう動きが出てきております。

今後とも、県や民間による取組など様々な方向からの支援が効果的に活用され、支援の輪が広がるよう努めてまいりたいと考えております。そして、こうした取組を通じて、被災地の企業や農業経営者の方々が困難の中でこそきずなを深め、新たな取組や雇用の場の維持、創出につなげていただければと考えております。

〔51番 西場信行議員登壇〕

**〇51番（西場信行）** 鈴木知事に初めて質問をさせてもらって初めて回答を得たんですが、なかなかすきのない御答弁がありまして、これはなかなか強敵だなというような思いがいたしました。

時間に追われておりますので、余り、後へちょっと延ばしていきますが、一つだけ、この今回の補正の中で出てきております被災企業の支援事業であります、非常にデリケートな問題も含んでおりますだけに民衆ではなかなか処し切れない問題だと思っております、やっぱり公的な県が被災地の企業と、それから、三重県の受け皿であります貸し工場なり貸しオフィスなり、そういうものとうまく橋渡しをしていくという信頼関係のもとにやっていくことが非常に重要なと、こう思いますので、せっかくできたこの新しい事業でございます。どうかうまく効果があらわれるようにしっかりと対応していただくことを重ねてお願いをしておきたいと思っております。

それじゃ、次に、森林・林業政策、2番目に行きたいと思いますが、ここでも3点を聞きたいなと思っております。

この森林・林業に対する知事の思いというものをお聞きしたいんですが、と申しますのは、今回の知事の提案説明の中にも林業に対するものが出てきていない。それから、今回よく話題になる政策集の中には県産材の市場拡大についての取組の部分はあるんですが、それは出口論として、入り口論を含めて、あるいは今現在、国際森林年ということで、国連総会で議決した持続可能な森林を世界で大事にしていこうと。日本の国土の4倍近くがこの20年の間に消滅しておるといような状況から、国際森林年がいよいよ動いてきております。

国においては、森林・林業再生プランという国産材シェアを5割に大きく引き上げていこうという国の方針が出てまいりまして、この4月には森林法が改正をされて、そして、その具体的な新たな林業に対する取組が今始まろうと、こういう非常に重要な時期に来ておると思います。それだけに知事の森林・林業に対する思いをぜひ聞きたいなと、こういうように思っておりますし、あわせて、全国植樹祭を三重県で開催できないかなということもございます。

先般、5月22日に和歌山県田辺市で第62回の全国植樹祭が開催されました。そこで私も参加をしたわけでありまして、両陛下のお手植えをはじめ、和歌山県の小学校の子どもたち1万人が秋にドングリを拾って、そして、竹ポットで育てた広葉樹の苗木を県下各地に植えていく。そして、その大会に参加の人全員にも植樹に参加してもらおうというような、子どもたち総参加の森林教育、環境教育も含めたすばらしい取組があつて、お隣県ということもありますし、紀伊山地の霊場と参詣道のつながりもありまして、正調伊勢音頭ではないんですけれども、古くから伝わって和歌山県なりに少しアレンジされた伊勢音頭のかげ声が、最後のフィナーレでその会場をエピローグで締めていくというようなことで、大変温かい感動に包まれたイベントを経験してまいりましたが、三重県は昭和55年以来もう相当の年月が経てきて

おりますので、この平成25年の御遷宮も視野に入れていただいて、ポスト御遷宮、あるいは、また、鈴木県政として改めて取り組んでいただくであろう「美し国おこし・三重」の成果を全国にアピールしていただくというような意味においても、こういった全国植樹祭をそろそろ御検討してはいかがかと。伊勢市周辺でいかがでしょうかということと、齋宮もあります、大仏山もありますと、こんなようなことで一遍聞いておきたいと思います。

ごめんなさい、じゃ、もう一つ、それから、今、碧南火力発電所の石炭火力の発電所におきまして、石炭に木質のチップを混入していく、混焼していくというこの取組が進められております。このことは、昨年、自民党の三重県連が自民党の約束、ローカルマニフェストというところで自分たちの目標にさせてもらったんですが、チップ化で1万トンの需要を創出ということで、今後このバイオマス利用による、そして、木質のさらなる利用拡大というようなことでこういうマニフェストもつくらせてもらっておりますが、そういうものを具体化する取組になるのかなと、こういうように思っております。

そこで、この中部電力への碧南火力発電所におけますこの木質チップの混焼を今後進めていくのに県の対応状況、これもあわせてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

**○知事（鈴木英敬）** 西場議員より御質問をいただきました森林・林業政策に対する私の思いということであります。

森林は、私たちの暮らしに必要な木材を供給するだけでなく、水源の涵養、県土の保全、地球温暖化防止、生物多様性の保全などの機能を持ち、県民のかけがえのない財産であります。

世界では毎年、日本の森林面積の5分の1に当たる森林が消失する中で、森林の重要性が国際的にも高まっており、本年は森林の大切さを理解してもらうための国際森林年と位置づけられております。私も今日はこのピンバッジ（現物を示す）をつけさせていただいております。

林業は、木を植え、育て、収穫し、また植えるという緑の循環を通じて森

林を守るとともに、山村地域の経済や雇用を支える重要な産業であります。しかしながら、木材価格の低迷などから、森林資源は育成から利用の段階を迎えているにもかかわらず、その生産活動が停滞しています。このため、私といたしましては、これまでの育てる林業から売れる林業への転換により林業の再生に力を入れてまいりたいと考えております。

林業を再生するためには需要拡大が欠かせません。首都圏などの大消費地に三重の木、アカネ材などの県産材を売り込み、市場拡大と出荷額の拡大を通じて林業所得を増大させることが必要と考えており、私が先頭に立って取り組んでまいりたいと考えております。

また、低炭素社会に貢献する再生可能エネルギーとして木質バイオマスの利用など、新たな用途の開拓にも取り組んでまいります。

さらに、需要拡大と木材生産の低コスト作業システムの確立、木材流通改革などを一体的に進めて、林業の新しいビジネスモデルを構築していきたいと考えております。

先ほど議員からもありましたとおり、本年を国では森林・林業再生元年と位置づけているところであります。本県においては、豊富な森林資源を生かし、日本のトップを走れるような三重県林業を目指すことを通じて県民が豊かさを実感できるよう、森林・林業政策を展開してまいります。

私が選挙期間中でありましたけれども、西場議員から林業を含む1次産業について、1次産業というのは経済的な物差しだけでははかれないんだと。地域の生活や文化そのものなんだというお話をいただいたことを大変印象深く思っております。

私としましても、この林業についても経済効率性というものだけを重視してやっていくというのではなく、幅広い視点で施策を推進していくと、そういうふうに考えております。

〔辰己清和環境森林部長登壇〕

○環境森林部長（辰己清和） 私のほうから、全国植樹祭のことで火力発電所での木材チップの利用ということをお答えしたいと思います。

まず、全国植樹祭でございますが、御指摘いただきましたように、昭和25年に第1回が山梨県で開かれまして、天皇皇后両陛下の御臨席のもと、全国各地から緑化関係者等の参加を得まして、国民の森林に対する愛情を養うと、培うということを目的に社団法人国土緑化推進機構と開催県の共催で毎年持ち回りで開催されております。

本年は5月に和歌山で開かれたということでございますが、三重県では第31回大会を昭和55年5月に菟野町で開催いたしまして、会場跡地は三重県民の森として今親しまれているところでございます。

全国植樹祭の開催は、県民の森づくりへの参加を進める上で、また、三重県の情報発信の場としても意義があると考えられます。現在、平成26年の第65回大会まで開催県が内定していると聞いておりまして、今後の開催状況や他の行事などを総合的に勘案し、本県においてもどのような時期に開催すればいいのかよく検討していきたいと思っております。

次の碧南火力発電所における木材チップの件でございますが、中部電力では、昨年9月から碧南火力発電所におきまして石炭に木質バイオマスとして、カナダからの輸入でございますが、木材チップを3%石炭に混焼する混焼発電が開始されております。

県では、県産チップの供給を進めるということで、中部電力と木質バイオマス利用連絡会議、これを設置いたしまして検討を進めているところでございます。これまで中部電力と連携いたしまして国内の先進地調査、あるいは県内の利用可能量調査、それから、県産チップの燃焼試験等を実施してまいりましたし、それから、低コスト収集運搬の方法など、木質バイオマスは再生可能エネルギーの中で安定供給が課題ということでございますので、そういう供給システムの検討を行っているところでございます。

また、県内の森林組合、素材生産業者、チップ加工業者等の関係者と連携いたしましてチップの低コスト供給システムを構築するというところで、収集運搬方法、あるいはチップの基準等につきまして今意見交換会を開催しているところでございます。

中部電力では本年3月に県産のチップを実際に火力発電所で燃やしてみるという実機試験というのを計画しておたわけでございますが、東日本大震災、あるいは浜岡原発運転の停止というこの対応によりまして現在延期されておるところでございます。本年秋には夏の電力需要もピークを終えるということでございますので、ぜひ実施するということが今予定しておるところでございます。

県では早期に県産チップを碧南火力発電所に供給いたしまして、混焼発電を実現し、未利用間伐材等を木質バイオマスエネルギーに有効に活用することによりまして、環境対策とあわせて新たな雇用の創出や林業の活性化にぜひつなげていきたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

〔51番 西場信行議員登壇〕

**〇51番（西場信行）** その木質チップの件ですが、秋から始まってくるとなるともうそれほど時間がないんですね。相当その準備をしっかりと進めていただきたいと、こう思いますし、先ほどもお話がありましたように、浜岡原発の停止ということであれば、電力会社のほうもこれに拍車がかかるであろうし、また、そういう中でCO<sub>2</sub>対策の中で木質を混入していくということについて今まで以上にその必要性が出てくるだろうと。

碧南火力発電所は日本一の石炭火力だと言われておりますけれども、全国のほうでもそういう動きが出てくるとすれば、三重県として伐採した木の末端部分といいますか、C材、D材の部分をそのようにチップ化して集めて、そして、搬入していくというシステムをしっかりと準備をしていくことによってその対策が早く準備ができる。これはこれから利用間伐という時代を迎えての大変重要な役割も担ってくると思いますので、ぜひその点を早急に準備に入ってもらいたいと思いますが、その点について、部長、もう一言どうですか。

**〇環境森林部長（辰己清和）** 先ほど、秋ごろに延期いたします混焼、実機試験のことでございますが、今カナダから来ておりますチップがかなり大きな

形状をしたチップでございまして、国内の分になりますと非常に小さくなって、混焼がうまくいくかどうか、まずそれをやった上で次の部分に入ってくるということで、そのために何としてもまず、先ほど申されましたが、私も何とか1万トン三重県から供給するようなところで頑張っていきたいと、このように思っています。

〔51番 西場信行議員登壇〕

○51番（西場信行） それじゃ、その次、3番目に入ります。

3番目の質問は二つありますね。津波による伊勢湾の黒ノリ被害に対する支援、それから、二つ目は、今現在進んでおります三重県水産業・漁村振興指針の検討状況というようなことでございます。

三重県の水産は既に御案内のとおりでございますが、伊勢湾内、あるいはこの志摩、度会のリアス式、そして、熊野灘、様々に変化に富んだ海があり、漁場があります。そういう中で多種多様な漁業が営まれておりまして、昭和59年ごろの生産のピークからはもう約半減してきておりますけれども、それでも全国で第6位という生産量を持っておる全国有数の水産県であります。その水産県をあの東北で起こった大地震が襲いまして、この県内の水産業に多大な損害を、約40億円と、こういうように報道をされておりますし、南伊勢町のマダイ養殖、あるいは鳥羽のカキ養殖、いかだの被害等は大変甚大であるということも聞き及んでおりますが、伊勢湾内の中まで入り込んできて、黒ノリの網を巻き込んでずたずたにやってしまったその被害というものも大変多くございます。

私の地元には大淀、下御糸という地域があるわけでございますが、そこで当時はそれぞれに100戸以上のノリ等の漁業をやってみえる方がおみえでございましたが、今はその約1割ぐらいになってしまっただけになってしまいました。もうその人たちは本当に頑張っている漁業を営んでおられます。

そういう人たちの今回気持ちをそぐような被害が出てまいりまして、大淀、下御糸だけでも1億6000万、7000万円の被害になった。1戸に単純に平均しますと1000万円ぐらいの被害が出ておるわけでありまして、経営環境が厳しい

中でございますので、この被害対策をぜひともお願いしたいということでございますが、直後には県のほうで緊急の対策事業をつくっていただいて、この残骸の処理等にしっかり対応してもらったことをまずありがたく思っております。

今後は、今年の秋にまた備えるノリ網のセット、浮き流しの組み立てを昼夜間わずみんなで一生懸命頑張ってやっております。経費もかかりますし、大変な労働でございますし、平年であればこのときにアサリだとか、あるいはその他の浜へ行って、仕事、現金収入があったわけでありましてけれども、今はそれなしにその作業にいそしんでおると、こういう状況でございます。そういう中において、これからの黒ノリの被害に対する支援というものをしっかりやっていただきたいと。現在の取組を聞かせてもらいたいと思っております。

もう一つは、10日の一般質問のときに私どもの会派の村林議員が水産について質問をしていただいた。そのときに渡邊農水商工部長が答弁の中で、これからは災害に強い、もうかる漁業を目指す、というように答弁をしていただいた。私はこのもうかる漁業という言葉、もうかるというフレーズに少なからず感動を覚えました。恐らく第1次産業の県の方針の中でももうかるという表現がこういう公式の場で方針として出てきたのは、私の記憶する限り、10年以上、恐らく15年ぐらいぶりではないかなと。その年月は前の前の知事の時代に大きな改革があって、県は生産振興に直接的な関与を極力控えるべしという県方針が出て以来、農業も林業も水産業もそういうところの県の公的支援というのは非常に押さえつけられてきた感が強うございます。その呪縛から解放されるような福音のような響きを私は渡邊部長の言葉に聞いたんですね。

と申しますのは、昨年1年かけて三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例、渡邊部長としっかり議論しましたけれど、あの当時、もうかる農業という目的、表現をお願いします、お願いしますと何遍か言ったんですけど、ついぞこれを取り入れてもらえなかった渡邊部長がいつどういうように

変心されたのかというところは深くは追及いたしませんけれども、どうかそういう意味で今つくっております三重県水産業・漁村振興指針づくりにおいて、このもうかる漁業という視点をしっかり盛り込んでいただきたいことを要望しながら質問をさせてもらいます。よろしく願います。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（渡邊信一郎） まず、伊勢湾におけます津波による黒ノリ被害への対応についてお答えいたしたいと思います。

伊勢湾の黒ノリ養殖業では、東日本大震災によりまして伊勢市や明和町を中心に約3億6000万円の大きな被害が発生しております。そこで、県としては、まず、被災したノリ網の処理やノリ網を固定するアンカーの引き揚げなどへの支援に取り組みました。

また、今回の補正予算では、黒ノリ養殖業の復旧復興に向けて国の激甚災害制度を活用した養殖施設の復旧や、養殖の再開に必要な資金の無利子化による復興を支援してまいります。さらに、過去の債務整理に活用できる新たな融資の返済期限の延長や無利子化によって、経営の安定化を図ってまいりたいと考えております。

今後、このような取組について漁業関係者の皆様に十分周知し、漁協等と連携をして相談に応じるなど、黒ノリ養殖業の復旧復興をしっかり支援してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、三重県水産業・漁村振興指針、仮称でございますけれど、検討状況等についてお答えをしたいと思います。

中長期的な視点に立った、仮称でございますが、三重県水産業・漁村振興指針については、県民が期待する水産物を安定的に供給できる希望ある水産業・漁村の実現を目指しまして、地域の水産業や漁村ごとの振興計画の策定実行や県1漁協の構築を進める中で、高い付加価値を生み出す水産業の確立、地域資源を生かした漁村の活力向上、自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築のための施策を検討しておるところでございます。

これらの施策に基づく具体的な取組を示しました、これも仮称でございます

すが、三重県水産業・漁村活性化計画とあわせて、できるだけ速やかに策定を完了させたいと思っております。

今後の取組方法でございますけれど、この指針等に基づきまして、これまで持続的な生産が可能な水産業の推進として取り組んでまいりました稚魚や稚貝の放流、藻場、干潟の再生、新たなノリ品種の開発、水産基盤の整備などとともに、伊勢湾をはじめとする県内の漁業、漁村において6次産業化などの取組を計画的に実施していくことで、持続可能なもうかる漁業への転換を目指してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

〔51番 西場信行議員登壇〕

○51番（西場信行） 先ほど、改めて部長のほうからもうかる漁業というものを目指すというお話をいただきました。これからの新たな展開に心から期待をいたしたいと思います。

それじゃ、続きまして、中小企業の振興対策に入りたいと思います。

リーマンショック、そして、円高、そして、このたびの大震災というように、県内の商工業、中小企業への影響というのは本当に甚大でありまして、まさに地域経済、これを支える商工業は存続の危機を迎えておると、こういうように思います。これからの三重県を生かしていくのもつづしていくのも県の中小企業対策にかかっていると、こういうことも言えると思います。

私ども議会のほうで、議員提案で三重県地域産業振興条例というものをかつて制定させてもらいました。国に頼らない三重県としてのボトムアップ的なみんなで考えた地域産業の振興策を自らつくって、自らそれを実践していく。そして、県や国がそれを応援していくと、そんな体制をつくって条例化したわけでありましたが、そして、その展開に期待を持っておりましてし、現在も持っているわけでありましたが、なかなか実効ある成果が出てきておりません。

今、改めて商工業、中小企業の振興を県が決意を持って、理念を定めてそ

れを進めていく必要があると、こういうように思っております。大きなグローバル経済の流れというものはそんな簡単に変わるわけじゃありませんけれども、今、結果として地方に対して大変厳しい結果が出てきております。この時代の背景のもとではありますけれども、県として講ずべき独自の経済政策というものがあってしかるべきだと、こういうように思います。それは県下の各地域を現場で支えております小規模事業者を重視した政策だと、こういうように思いますし、ぜひ地域資源を生かして地域内で物がつくられ、そして、それが地域内で循環していく、物やお金が循環していく、そういう経済の仕組みを県が主体的になって取り組んでいただければなど、こういうように思います。

県の出先の末端の商工業の組織というのが非常に細くなってしまいました。私の松阪庁舎にも農林商工環境事務所というのがありますがけれども、商工はだれがどういうようにやっているかという、全然現場で見当たらないですね。しかし、県の行政はこの吉田山だけで指令を出しておったらいいというわけじゃないと思うんですね。効率だけを考えるのであればそれもいいでしょう。しかし、現場がすべてでありますから、そこへ気を配る。そして、行政を行き届かせるという県の広域行政は市町とともにまた必要だと、こういうように思うんです。

小規模事業者に光を当てて、そして、小規模事業者を組織する商工団体とも連携をして、県が主体的に現場に出向き、産業対策を講じていく。そんなことをして三重県の元気を回復していくということを進めていく、その基本的な考え方、政策を今打ち出すべきだなど、こういうことを思っておるわけですが、知事の「すごいやんか、三重」の政策集にそのことが書かれておりまして、県における中小企業政策の基本原則や行動指針を定めた日本初の中小企業振興条例を策定したいと、こういうような表現が出てきております。ところが、現在のこの6月会議にその一言もないし、去年から防災農水商工常任委員会ではいろいろ議論してきた中小企業振興方針も出てこない、一体どうなったのと、こういうように思うんです。現在の状況をお聞かせく

ださい。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 御質問のありました中小企業振興条例の関係でありますけれども、中小企業は本県にある企業6万800社のうち99.8%になる6万700社、常用雇用者では87.1%、約36万6000人を占めており、地域経済や雇用を支えている重要な存在であります。

近年、中小企業を取り巻く状況は、経済のグローバル化、東アジア諸国の急成長、少子・高齢化等による国内市場の縮小、国内産業の海外移転などのパラダイム転換とも言うべき劇的な変換期を迎えています。

私は、三重県のこの東日本大震災後の重要な役割の一つとして日本経済をリードするという役割があると。そういう日本経済をリードする役割を担うのはまさに中小企業だと思っています。これまでも世界をリードしてきた日本の名だたる企業、ホンダ、シャープ、ソニー、パナソニック、こういうところもすべて最初は小さな中小企業でありました。そういうようなことも踏まえ、このような状況の中、これからの地域経済の中心となって雇用を確保する役割を果たすのは中小企業しかないと、そういう強い危機感から中小企業振興条例を策定する必要があると政策集にも書かせていただきました、そのように認識しております。

県の取組としましては、昨年度までの県議会との議論を経て、当初予算において中小企業振興のあり方を検討する予算を計上しています。その中において専門の検討委員会を設け、県内中小企業の現場の経営者の皆さんの声を聞くなど、県内の状況を的確に把握しつつ、そして、今後の小規模事業者をより元気が出るようにと、そういう視点を大切に中小企業の振興の方向性の検討を進めてまいりたいと考えております。その大まかな振興の方針につきましては23年度中に取りまとめたいと考えております。

〔51番 西場信行議員登壇〕

○51番（西場信行） 鈴木知事から力強い決意を聞かせていただいたと思っております。現実が厳しいだけに、ぜひとも拍車をかけて頑張っていただきたい

いと思います。

さて、最後の質問項目に入りますが、宮川流域の水の問題をお願いしたいと思えます。

今年は宮川ダムの流域の雨が大変少なくて、いわゆる異常な渇水年でございます。3月に降った雨は平年の平均のわずか14%、4月では35%、こういう少雨でございまして、5月に入って平年以上の雨が降りまして農業者もほっとしておるといようなことではございましたけれども、そこで、毎年そういう時期にやっていただいておりますが、国、県、企業庁、そして、宮川用水土地改良区などで構成する宮川渇水調整協議会で、農業用水確保のためにそれぞれいろいろ協議をしていただいたということでございまして、その点につきましては感謝を申し上げたいと思えます。

その結果、4月11日から宮川ダムに貯留しております農業用水の放流が開始されたわけでありまして、既存権であります750万トンには既にもう使い切りました。そして、現時点では1000万トン程度を超えるほどになっておるといように聞いております。

この放流する方法につきましても、例年そうだと思いますが、まず、中流にあります三瀬谷ダムの水をまず先に優先的に使って、そして、あと、それでは不足する部分を宮川ダムの水で補うと、こういうような形をとっておりますね。

そういうことについて、今までの長い経緯の中でそういうものをずっと継続して、農業用水の確保、あるいはその下流の河川の流量といいますか、魚道放流の水の確保も三瀬谷ダムの貢献によっていただいております、この点は企業庁の大変な、誠実な努力に敬意を表しておきたいと、こういうふうに思うんですが、今回、水力発電が民間譲渡をされるという方向になってまいりまして、今日の新聞によりますと知事の会見の内容が少し地元新聞に出ておりましたけれども、その基本合意が1カ月ほど遅れるという中であるようではありますが、間もなくそういう譲渡の基本合意がなされるという方向の中で、このような公営企業であります企業庁の貢献が民間企業

においても本当に着実にできるのかどうかということ、もう余り時間がないので改めて再確認させてもらいたいと思っております。

それから、地元、宮川上流の漁協あたりが常に心配をしておりますのは、昭和42年ですか、三瀬谷ダムが完成したときに協定書ができておまして、当時の宮川上流漁協の水谷組合長と当時の三重県の企業庁長、田川亮三企業庁長が協定を結んで、三瀬谷ダムで遡上が阻害されるアユのために毎年50万匹を稚魚放流するよと、こういう協定がなされております。様々な経済変化が激しいときだけに、中部電力とはいえ民間会社というだけに、その担保、補償が永続的にできるのかどうか、県としての対応を求めているわけですが、その点について、これは企業庁長かわかりませんが、お伺いをいたしておきたいと思っております。

〔東地隆司企業庁長登壇〕

○企業庁長（東地隆司） それでは、2点答えさせていただきます。

まず、1点目のかんがい用水の補給についてですが、この件につきましては、企業庁は渇水時に宮川ダムの発電用貯留量の一部をかんがい用水へ融通するとともに、宮川ダムと連携しながら三瀬谷ダムの運用を適切に今、行っております。

それで、今後ですけれども、協定に基づいた三瀬谷ダムや宮川ダムのかんがい補給に関する運用を継続することにつきましては中部電力ともう既に合意しておりますので、今後、ダム操作や土地改良区との連携など、具体的な運用について譲渡後も確実に継承していきます。

それから、次のアユの放流についての件でございますが、この件につきましては、三瀬谷ダムの建設によりアユの遡上ができなくなるため、三瀬谷ダム建設時に宮川上流漁協と締結した協定に基づき、毎年度、アユ放流に対する経費負担を行っております。この件につきましても中部電力と合意をいたしておりますので、今後、方法等について宮川上流漁協と協議の上、確実に継続していきたいと考えております。

以上でございます。

[51番 西場信行議員登壇]

○51番（西場信行） 庁長のほうから着実に継続していくというお話がありました。話としては前からもそういうように伺っておるんです。そこで、これは文書でやっぱり交わしていただかねばならんと、こういうことを思うんですが、そのときに県としてこのことを保証人として入っていただくということが出来るかどうか、こういうことが非常に重要になってこようかなと思います。

もう一つ、この三瀬谷ダムの運用でございますが、やっていただくわけがありますけれども、優良な企業とはいえ、やっぱり採算を度外視してどこまでやってもらえるのかなという現実論の問題が降ってきたときにどうするんだ。例えば今年でも雨が少ないですから、三瀬谷ダムにも協力してもらおう。しかし、三瀬谷ダムといえども流入量が少ないですから、どんどん出すわけですね。そうすると、三瀬谷ダムのこのダムの水位が78メートルを切ってきたらもう発電はできないんです。発電最低水位が78メートル、でも、流し続けなくちゃならない。発電せずに協力するわけです。それを企業庁がやっていただいております。ありがたいと。じゃ、発電せずに中部電力も水を流してくれますかと。流しますとあなたは言うてくれるんですよね。発電せずにですよ。もう一度確認しておきたいと思います。

○企業庁長（東地隆司） 協定に基づいた、いわゆるかんがい放流については中部電力側も合意しておりますので、これは確実に履行するように私どもは行っていきたいと考えております。

[51番 西場信行議員登壇]

○51番（西場信行） 協定文書の中に県が入るということについてはいかがでしょうか。

○企業庁長（東地隆司） この件につきましても、団体との話もございまして、そこら辺の意見も伺いながら話し合いを進めていきたいと考えております。

[51番 西場信行議員登壇]

○51番（西場信行） まだまだ話し合いの部分がたくさんあるのかなど、こういうふうに思いますが、しかし、知事の記者会見では1カ月ぐらい遅れるというお話がございましたけれども、とはいっても、さほどもう基本合意までに時間がないんですね。その点をしっかり詰めていただくようお願いをして、後でしこりが残らないような決着をしてもらうようお願いをいたしたいと思います。

時間が来ましたので、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（中村進一） 44番 三谷哲央議員。

〔44番 三谷哲央議員登壇・拍手〕

○44番（三谷哲央） 桑名市・桑名郡選出、新政みえ所属、三谷哲央でございます。

一般質問2日目最後でございまして、代表質問から数えますと3日目の一番最後、知事のほうも大変お疲れとは思いますが、間もなく終わりますので、どうぞ頑張っておつき合いのほどお願いを申し上げたいと思います。

私自身も2年以上、代表質問、一般質問はおろか、総括質疑も委員会質疑もやっておりませんでしたので、かなりさびついておりますので、少し的をきちっと射るような、そういう質問ができるかどうか不安でございますけれども、しっかりやらせていただきますのでよろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、新たな行財政改革の推進についてということでございます。

知事は、去る6月3日の提案説明の中で、今年度、当面注力していく課題や取組として、注力というのはなかなか今までなかったんですけども、新知事になってからこの注力という言葉が出てくるんですが、注力していく課題や取組として、一つ、東日本大震災への対応、二つ目として、教育再生、教育立県に向けて、三つ目、雇用・経済対策、四つ目として、地域医療の確保、充実、五つ目として行財政改革の推進、この五つを挙げられております。

いずれも我が三重県にとりまして極めて重要な課題でございまして、一つ一つ内容を掘り下げてお伺いすべきところではございますけれども、既に代表質問や一般質問、こういうところでも取り上げられておりますし、時間の関係もございまして、残りは9月の代表質問でさせていただきますのでお楽しみいただきたいと思います、今回は行財政改革について幾つか質問をさせていただきます、こう思います。

知事は提案説明で、本県の財政状況につきまして、一層の硬直化、税収の減少と県債残高の増加などの懸念を表明された上で、新たな行政需要に的確に対応し、新しい県政ビジョンを着実に進めるためには、総人件費の抑制や事務事業の抜本的見直しなどにより財政を確保する必要があると、そのように述べられております。

そのためにはしがらみと無駄を断ち切って、先導・変革、自立・創造及び簡素・効率の観点に立って新たな行財政改革の取組を進めるとともに、三重県版事業仕分けなどにより、聖域を設けることなく、すべての歳出をゼロベースで見直し、税金の使い方を変えていく、このようにおっしゃっています。

さらには、将来世代に負担を先送りしないよう、4年以内に県債残高を減少させる、そのような取組にも力を注いでいくんだと、このようにおっしゃっておられるわけであります。

そして、それを受けてでございましょうが、この6月6日には行財政改革を進める庁内組織でございまして県行財政改革推進本部、これは知事が本部長になりまして25名で設置をされた。その第1回の本部員会議が開かれたと新聞等に出ておるところであります。

その会議の中で、県政ビジョン策定にあわせて、県庁組織の見直しをしていかなければならないなどの意見が出たとも新聞に出ておられて、知事の政策集でも県民局の見直しと権限の市町への移譲がうたわれております。これからの県庁の見直しがどう行われるか、大きな関心を持って注目をしておるところであります。

さらに、7月上旬には外部有識者による経営戦略会議、これは仮称でござ

いますが、経営戦略会議を設置して意見や助言を受けるとも報じられておりまして、その議論の行方にも大いに注目をしております。

また、知事自身も会見で特定のモデルはないと言いつつも、過去に北川さんが知事をやっていたときにつくった基準も参考にしながら今基準をつくっているとも語られておりますし、代表質問とか全員協議会等のときにも少し話が出たかと思いますが、知事の政策集に再び行政改革のトップランナーにとあるように、北川改革そのままではないということは十二分にわかっておりますが、少なくとも北川さんの改革、これを意識されている。これは否定はできないのではないかと、こう思っております。

そこで、改めて3日の全員協議会で配られました「新たな行財政改革の推進について」と題するペーパーがございまして、まさにこれをもとにこれから議論が進んでいくんでしょうが、A3の紙にフローチャート風に図表が出ております。この図表を見ておりますと、何か昔一回見たことがあるなど、こう思ったんですが、ちょうど昔、北川さんが改革をされるころに同じような図表を提示されまして我々に説明をされた。それを思い出したわけでありまして。まさに北川県政のときにタイムスリップした、そんな感じがしております。ある程度期数を経られている方は皆さん覚えておられるのではないかと思います。

そこで、その北川行革と今回知事が考えております鈴木行革、これを比較しながら少し話をさせていただきたいと思っております。

実現目標、これは鈴木県政では何度も話が出ております。日本一、幸福が実感できる三重、北川県政では住民満足度の向上、この違いがありますが、非常に大きな目標をそれぞれ掲げておられる。

これに対しましての三つのキーワード、同じようにあるんですが、鈴木行革の三つのキーワードは、先ほど言いましたように、先導・変革、自立・創造、簡素・効率、北川行革、北川流の三つのキーワードは今は懐かしい分権・自立、公開・参画、そして、同じ簡素・効率であります。文字づらは少し違うんですが、スタイルは全く同じというふうに考えております。

さらに、鈴木知事は経営戦略会議を設置して、外部の有識者等の意見を幅広く聞くんだと、このようにもおっしゃっておりますし、北川さんは同じく学識経験者や経済界の方、こういう方から成る行政システム改革推進会議、こういうものを設置しまして、意見を伺いながら推進をされた。改革案をつくっていかれたということでもあります。

こういうものはだれがやってもよく似たスタイルになるのかもわかりませんが、鈴木行革は北川行革とどう違うシステムの進め方をされるのか、まずこの点からお伺いをしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 三谷議員より御質問をいただきました新たな行財政改革、特に北川前々知事の時代とどう違うのかと、どういう理念なのかということであると思っておりますけれども、答弁させていただきます。

県民の皆様が変化を実感できるよう県政の改革を進め、未来に夢と希望を持つことのできる新しい三重をつくり上げていくことが私の使命であり、今後の三重県のあるべき姿とその実現に向けた政策展開の方向などを示す新しい県政ビジョンを策定し、県民の皆様と力を合わせて推進していきたいと考えております。

そのためには、健全な財政運営を図りつつ、必要な財源を確保するとともに、新しい県政ビジョンを着実に推進できる組織体制の整備やこれまでの事業のあり方の抜本的な見直しが必要です。

そこで、先ほども御指摘いただきましたけれども、先導・変革、自立・創造、簡素・効率の三つをキーワードに新たな行財政改革に取り組んでまいります。

まず、先導・変革として、国からの要請によることなく、三重県が独自で行財政改革を先導し、変革のトップランナーを目指します。

次に、自立・創造として、自分のハンドドルで自分たちの望む方向に進み、自主自立の地方自治を確立するとともに、税金の使い方大改革により新しい三重づくりに取り組みます。

また、簡素・効率として、事務事業をはじめ、既存の仕組みを見直し、最小の経費で最大の効果を上げ、簡素・効率を実践していきたいと考えております。

理念ということ、お話がありました。キャッチフレーズ的なものはまだ目新しいものとかを考えているところではありませんけれども、なぜ私がこの行財政改革に取り組むのかという点については大きく二つあります。

一つは、自立した地域経営を実現しなければならないと。これは国に依存せず、将来世代に依存せず、景気変動にも依存しない。いろんな外的リスク、県民の皆さんの命や暮らしを守っていくために何かに依存するファクターがあると、それによって県民の皆様を守っていくことの安全性が上下したり、低下したりしていく可能性がある。なるべく自立した地域経営を実現しなければならない。そういうような観点から、財政については硬直性がないように、いざというときや時代に合わせた事業ができるようにということで、自立した地域経営を実現するというために行財政改革をやるんだということが一つ目。

二つ目は、自己変革の組織風土づくりをしていかなければならない。議員も御案内だと思いますが、経営で有名なドラッカーという方がこうおっしゃっています。変化をマネジメントする最善の方法は、自ら変化をつくり出すことであると。時代がいろいろ変化していく。それに対して何かマネジメントしていくときに最善の方法は、自分で変化をつくり出していくことであると。外からとか、だれかに言われたとか、何か不祥事があってとか、そういうことで行財政改革をやるんじゃない、自ら変えていく、そういう組織風土づくりをしていかなければならない。

一方で、今二つ申し上げましたが、変えてはいけないもの、基本原則、これがあると思います。これは野呂知事のときも、北川知事もおっしゃっていたと思いますが、県民のためということでもあります。この行財政改革が県庁の自己満足に終わることなく、県民の皆さんのためにやるというこの基本原則はずっと変わってはならないと、そのように考えております。

このような観点から、これまで三重県が先進的に取り組んできた蓄積を十分に生かして、再びという言葉を使いましたのは、そのときに戻ろうということではなくて、むしろ今まですべての蓄積を生かして、今でも先進的だからと現状に満足するのではなく、ここでいま一度気を引き締めてさらなる高みへ行こうという、そういう意味で再びという言葉を使わせていただいたという次第であります。

今申し上げたような、なぜやるのかという観点、そして、変えてはならないもの、そういうことを大切にしながら新たな行財政改革に取り組んでまいりたいと思います。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

○44番（三谷哲央） 北川さんが知事になられたのが1995年、平成7年で、阪神・淡路大震災のあった年なんです。今回、知事がこの東日本大震災、この年に知事になられたというのは何か少し因縁めいたことがあります。私も同じ年に県会議員、中村副議長も一緒なんです。同じ年に当選をさせていただきました。ですから、そういう意味では非常に鮮明な記憶があるわけです。

北川さんは、着任後、二つの大きな改革に手をつけられました。一つは、県庁内部に向けての職員の意識改革、これがさわやか運動というものでありまして、もう一つが外に向かつての三重県のあるべき姿といいますか、これから進むべき道、方向というものを明らかにした三重のくにづくり宣言、この二つであります。とりわけ1997年、平成9年に発表されました総合計画、三重のくにづくり宣言は、副題に2010年への変革と創造という言葉がつけられておりましたように、新しい三重県をつくるということと、そのためには行政のあり方を変えるんだと、こういうつくる、それから、変える、これをセットにした当時としては非常に珍しいというか、ユニークなものでございました。

また、この三重のくにづくり宣言が従来のものと少し違いますのは、5年の実施計画をつくられたということで、政策、施策ごとに具体的な数値目標、

これを設置し、毎年その進捗状況をくにづくり白書という形で公表をしてきた。このことは野呂県政でも戦略計画につながり、県政報告書として今日まで受け継がれてきておるのは知事も御承知だと思います。

北川県政では、三重のくにづくり宣言に沿って生活者の立場に立った行政を展開していくためには、行政の考え方、枠組み、組織などを変えていかなければいけない、行政システム改革をする必要があるということで、行政システム改革に取り組んだわけであります。

鈴木知事も今おっしゃったように、これから自立した地域経営、また、自己変革、こういうものを軸にやっていくんだということでございますし、行財政改革のキーワード、ここに書いてあります考え方で、日本一、幸福が実感できる三重を目指して、新しい県政ビジョンを着実に推進するために新たな行財政改革に取り組むんだと、このようにも述べられております。

県政ビジョン、総合計画を推進するために行革が必要だと言っているのはお二人とも同じことなんです。北川さんは改革の目標は住民の満足度の向上だと、こういうことを明確におっしゃってしまして、そのために公共サービスを受ける立場に立った、つまり生活者起点の行政へと転換しなければいけないんだと、こうおっしゃっているわけです。これが正しいかどうか、これはまた別の議論になりますが、知事の場合は日本一、幸福が実感できる三重、これを実現するために何をどう転換されようとしているのか、その点を教えていただきたいと思います。

**○知事（鈴木英敬）** ただいま御質問をいただきました何をどう変えるのかということにつきましては、北川知事の時代に置かれていた県庁の状況や社会の環境というものと、現在の県庁のこれまでの行財政改革、北川知事、野呂知事がやってこられた蓄積、あるいは、社会や経済の状況、これは全く違う状況にあると考えております。

私もまだ実際に事務事業であるとか、組織であるとか、県の関与の問題であるとか、どういう部分をどう変えていくのかというのは、これからさらにこれまでの蓄積も生かしながら精査をしていきたいと考えておりますけれど

も、一方で、野呂知事の時代に新しい時代の公ということで、公共領域を行政のみで担うのではなく、民間の方々、多様な担い手によって担っていかなければならないという要素も加わってまいりました。そういうようなことも考えまして、何をどう転換していくのかということについては、今申し上げた事務事業や組織、あるいは県のいろんな関与についてどういうふうに変えていけばいいのかというのはこれから精査をして、また、議会においても提示をさせていただきたいと考えております。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

○44番（三谷哲央） これからいろいろ御検討されるということだろうと思います。先ほど知事のほうから、先導・変革、自立・創造、簡素・効率のこの三つのキーワードを簡単に御説明いただきました。北川さんと比較して議論しているとなかなか話しにくいんですが、北川行革のキーワードは、先ほど言いましたように、分権・自立、それから、公開・参画、それから、簡素・効率なんですね。これはそれぞれの言葉はそれぞれの意味が当然あって、一つの統一した考え方、理念で裏打ちされて出てきているわけなんです。単に言葉のごろがええとか、スローガンの並べれば非常に受けがいいとか、そういう話では当然ないわけですね。

何度も言いますように、北川さんの考え方というのは、住民の満足度を上げるためというのが一つ大きな目標があるわけです。そのために行政は住民のニーズに的確に対応する必要があると。できるだけ住民に近いところで行政サービスは展開すべきだという、ニア・イズ・ベストということですよ。官から民の自立とか、国から地方の自立などの考えに立って、一番近いところで公共サービスを提供するということで分権・自立という言葉が出てきているわけです。その考え方に従って、例えば住民の一番近いところで行政サービスをやるべきだということで県民局に権限ですとか財源をある一定渡して、できるだけ近いところで行政サービスをやりましょうよという、そういうことを考えたということが県民局改革につながったわけです。

また、住民の満足度を高めるためには、税金の使い方、こういうものをき

ちっと明らかにして、住民の意見をよく聞いて、また、サービスの内容をよく御説明して、納得していただきながら、また同時に、住民の声をできるだけ行政の中に反映をさせていくということが必要だということで、公開・参画という言葉が出てきています。

また、当然のことながら、住民の方々の御負担をできるだけ小さくする必要もありますので、最小の費用で最大の効果、これで簡素・効率という、こういう考え方で、いい悪いはあります。しかし、一つの考え方で全部体系立てて裏打ちされているわけですね。

鈴木知事の日本一、幸福が実感できる三重県、代表質問の答弁等をお伺いしていますと、自らと大切な仲間の安心・安全を確保するとか、個性を生かし自分の夢を実現する、産業経済などでも働く場が確保される、幸福実感の条件をいろいろ挙げられていますが、その実現のために先ほどの先導・変革を読みますと、三重県が独自で行財政改革を先導し、変革のトップランナーを目指しますというこら辺の言葉のつながりが、理念との関係がよく見えてこないんです。改革をやる必要があるということは確かに書かれていますが、その辺の理念との関係がよく見えてこない。改革することが非常に大切なのはよくわかっていますが、日本一、幸福が実感できる三重を実現するのにこの三つのキーワードがどうかかわってくるのか、ここをもう一度御説明いただけませんか。

○知事（鈴木英敬） 御質問いただきましたその三つのキーワード、先導・変革、自立・創造、簡素・効率ということが日本一、幸福を実感できる三重というものの施策展開にどうつながっていくのかという御質問と理解をしておりますけれども、このキーワードと日本一、幸福を実感できる三重ということについては、まず、この日本一、幸福を実感できる三重というものをつくるための、先ほど議員からも安心・安全の部分であるとか、幾つか御紹介いただきましたが、その施策体系をつくっていかなければなりません。その施策体系を支えていくためには、先ほども申し上げたような経営という観点からも行財政改革や、あるいは自己変革の組織風土づくりをやっていかなけれ

ばならないということでありまして、私が要は1対1対応という関係で今この場で御説明することができないのでありますけれども、それは実は私自身は北川知事のときの行政改革、あるいは野呂知事のときにやられた行政改革、それに対してやはり両方ともいろいろな評価があって、それに対して私がこの知事という職に当たってトップダウンで押しつけのように何か物を進めると、行財政改革を進めるということに対して一定の危惧をする思いというんですか、混乱を招いてしまうのではないかというような、そういう思いも私も一方で持っていたり、あるいは毎日政策を展開する中でもそういうことを余り押しつけ的に思いっきりトップダウン的なものでやるということは、そういう進め方はよくないのではないかなというふうに考えておりました、キーワードとして、あるいは先ほど申し上げたなぜ行財政改革をやらなければならないのかということについては申し上げ、方向性を県庁の中でも出させていただいておりますが、それをじゃ、どういうふう実践していくのか、それぞれのキーワードと施策展開をどう結びつけていくのかということについては、やたらと押しつけをするのではなく、県庁の皆さんと一緒に議論をして、丁寧に積み上げて、そして、議員各位にまた御報告申し上げ、県民の皆さんに届くようにしていきたいと、そう考えております。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

○44番（三谷哲央） 余り抽象的な話ばかりしているとおもしろくないのかもわかりませんが、早い時期に一度全体の体系とそれぞれのキーワードと知事が目指す目標、これを一度御説明をいただく、そういう機会をぜひつくっていただきたいと、こう思います。

それから、県の組織の見直しもやはり一定の理念できちっと進めていかなければいけないと、こう思いますので、県民局という言葉は今死語にはなっておりますけれども、県民局等の見直し等をこれからもしされるとすれば、そういう理念的な裏打ちといいますか、そういうものも明確にぜひお示しをいただきたいと、こう思います。

この議論はやっけてもなかなか終わりません。ぜひその点、近い時期に

ぜひお示しをいただきたいということをお願いさせていただきたいと思いません。

次に、三重県版事業仕分けにつきまして少しお伺いをしたいと思います。

知事は県の行財政推進本部の設置に伴います会見で、今後の改革の進め方について特定のモデルはないと。いいところはつまみ食いし、これまでの仕組みも無駄にならないような仕組みをみんなで考えようと、そのような意向を示されました。三重県版の事業仕分けに関しては、過去、北川さんが知事をやっているときにつくった基準も参考にしながら今基準をつくっているというようなことを語ったと新聞にも出ております。

私は、ここで言われている過去に北川さんが知事をやっていたときにつくった基準というのは公的関与の考え方かなと、こう思っておったんですが、代表質問の答弁で、まず、庁内で平成23年度予算計上されたすべての事務事業約1900本を妥当性、必要性、それから、有効性、効率性、緊要性、この五つの視点で検証すると。その上で外部有識者の意見を聞く、このようにおっしゃっております。この妥当性だとか有効性というのは、いわゆる事業仕分けの一つのポイントだろうと、こう思っておるんですが、北川さんのときの公的関与の考え方というのは、簡素で効率的な県行政、これを実現していくためには民間部門と公的部門の役割分担、本来これは県がやらなきゃいけないことなのかどうかという、これをチェックしていくというのが基本だだったと思っています。これは、当時はやっていたニュー・パブリック・マネジメントの、例えばカナダだとか、ああいうところでやっていた歳出削減の手法を取り入れられたということなんです。これもまた先ほど言いましたように、住民満足度の向上というのがベースの考え方でこういうことをされたというふうに理解をしています。

その当時、その考え方に基づいて約3200あった事務事業をすべて見直されて、各担当部と合意に至らなかった、たしか275ぐらいあったと思うんですが、その合意されなかったものだけが公表をされました。議会は、その275本の事業が公表されたのを受けて、議会に行政改革調査特別委員会というの

を設けまして、私もその委員に入れていただいたんですが、それをどうするかということも議論させていただいたわけです。

その特別委員会は、委員が座っていまして、当時の総務部長、例の村尾さんが総務部長です、大蔵省から来られて。その方と担当部長が我々の見ている目の前でこれは要るか要らないかの議論をするわけですね。例えば当時の土木部長が何とか建設期成同盟会なんかで毎年東京に陳情に行く。この事業は絶対に要るんだ、このお金は要るんだと、こう主張されても、村尾さんがこんなものは無駄だから要らないと目の前でやるわけですよ。大蔵省にこんなものを持ってこられても私は全部ごみ箱に捨てていたので意味がないと、こういうふうな話があって、また、私どももそれぞれの部長に質問をして、そこで議論をさせていただいた。結果、275のうち、我々の特別委員会の委員長報告を受けて200以上の事業が廃止になったと、そのように記憶をしております。

今回、庁内でまず議論をされて、それから、今度、外部の有識者の意見を聞いて絞り込んでくるということですが、やはり議会の議論にそういう事業の廃止だとか、存続だとか、リニューアルだとか、こういうものはさらすべきだと、このように思っておりますが、知事のお考えをお伺いしたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 三重県版事業仕分けの進め方、そして、それに対する議会にどう対応していくのかという御質問かと思いますが、今回、三重県版事業仕分け、先ほど議員からも御指摘ありましたように、まず、庁内において事業目的の妥当性、県関与の必要性、手段の有効性、手段の効率性、事業の緊要性、この五つの視点から評価、検証を行って、そして、外部の有識者にゆだねるという段取りを考えています。

先ほどの県関与の必要性という部分につきましては、議員からも御指摘ありました県が担う領域の判断基準というものを、これは北川知事のときにでき上がったものを新しい時代の公という考え方を踏まえて平成18年6月に修正したものが現在ありますけれども、それも活用してやってまいりたいとい

うふうに考えております。

三重県版というところで特徴というものについては、すべての事務事業を対象とするということや、あるいは仕分けの結果として事業の拡大というのもあり得るといふ、そういうようなこととか、あるいは先ほど申し上げた県独自の基準を設けているというようなことを特徴としております。

そして、議会への御報告などについてでありますけれども、まず、庁内で実施したものを、それを民間の外部の方々に議論していただく前に9月の会議で御報告をさせていただいて、そして、いただいた御意見を反映するなどしてまいりたいと考えております。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

○44番（三谷哲央） 9月会議で御提示をいただくということですから、当然、議会としてはそれを受けてのいろんな取組をしなければいけないと、こう思っております。議長のほうにもぜひお願いをしたいんですが、9月の会議でこういう事業仕分けの一定の中間案みたいなものですね、それが提示されて議会で議論するということになれば、そういう議論する場をぜひ設けていただきたい。これは議長のほうにお願いをさせていただきたいと思います。

いずれにしても、この行財政改革というのは大変なことでありまして、当然痛みを伴うわけでありまして。これは会見での話ですからそのまま言葉を受け取って言うのもなんなんですが、いいところだけつまみ食いしてというような、そういうなかなか調子のええ話で、こういう痛みを伴う行財政改革というのは僕はできないと、こう思っておりますから、ぜひ覚悟を持って臨んでいただきたい、そのようにお願いをさせていただきたいと思います。

また、同時に、議会というのは公開の原則のもとに正当に選挙された議員の討議の場でありますから、ここの議会の討議の結果というものは出ましたらぜひ知事のほうでも尊重していただきたい。心からお願いをさせていただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきたいと思います。

新県立博物館についてであります。これはいろいろ議論がありました。知

事は3日の提案説明及び全員協議会で新県立博物館の建設を続行するという  
ことを表明され、決意を持ってぶれずに進みたい旨のお話をされました。また、  
年間運営費の2割削減ですとか、現の県立博物館、これを県負担なしで  
解決策を提示するというようなことを7項目挙げられて、それを前提として  
整備を進めるんだと、このように示されたところであります。

私は、知事には当初から議会の議決を尊重していただきたいということを  
申し上げてまいりました。その意味は、議会在議決したから何でもかんでも  
その議決に従ってくれということではなしに、そんな無条件に従えというこ  
とではなく、当然のことですから、知事がかわりましたから、前の知事の時  
代に決定されたことですか、前の知事の時代に推進してきたことを新しい  
知事が自ら検証して引き続き推進していくのかどうか、御自身も納得された  
上で県民にも説明責任ができるんだということになってから、そういう確証  
が自分自身でまとめられてから発表されるというのは当たり前のことではあ  
ると思います。しかし、同時に申し上げてきたのは、知事はゼロベースで検  
証するというのと議会の議決は尊重すると、この二つをおっしゃったんです  
が、まず、検証されるならば、議会在2年間にわたって議論をし、積み上げ  
てきたことをまずなぜ議会のほうに聞かれなかったのかということなんです。

ちょうど今から3年以上も前ですが、当時の野呂知事が新しい博物館をつ  
くりたいんだということを議会のほうに示されました。議会在単に野呂さん  
のおっしゃる知事サイドの博物館構想を受け身で議論するだけではなしに、  
やはり博物館としてどうあるべきかということも議論しようということで政  
策討論会議などを立ち上げて、いろいろ調査をしたり、議論をして議会在自  
分の博物館構想、こういうものも我々が議論をさせていただいたわけであり  
ます。

また、博物館建設が本県の三重県の財政に中長期的にどのような影響があ  
るか、こういうことも検証しなければいけないということで、三重県議会在基  
本条例第13条の調査機関であります財政問題調査会、ここにこれを諮問しま  
して、そこでいろいろ専門の先生方、有識者に御調査をいただいて、その検

証結果もいただき、ライフサイクルコストの概念ですとか、県民参加型の博物館をつくったほうがいい、そのような御意見もいただいて、それをまた訴えて、議会の意見というのはこの博物館構想の中に反映をさせていくことができたわけですね。

最後には、また県民の皆さん方のアンケートをしたらどうかということをご提案させていただいて、これも議会でいろいろ議論ありました。しかし、執行部のほうでアンケート調査をしていただいて、その結果、まだ多くの人、7割ぐらいの方が博物館をつくるということをご存じなかったり、今ある博物館が閉鎖されているということも御存じなかったり、ほとんど周知徹底されていないということで、こういう努力をさらに続けてくださいという、そのことを入れた三つの条件をつけた附帯決議をした上で議決をしたわけであります。

やはり議会がどのような議論を積み上げてきて、どのような考え方でこの博物館というのを認めたんだということをごまず議会のほうに聞かれてから、当然ですが、御納得のいくまで検証されたほうがよかったのではないかと、そう思っておりますが、今回の決定に至るまでのプロセス、もう一度御説明をいただきたいと思っております。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 御質問いただきました新県立博物館の検証プロセスでなぜ議会の意見を聞かなかったのかということでありますけれども、私は、県議会の皆様が新県立博物館の整備についてこれまで時間をかけて詳細に調査、検討を行い、議会の総意という形で建築について承認をいただいたと認識しております。

その積み上げてきた調査、検討について、直接面と向かって議会の皆様にお話を伺うということはしませんでしたけれども、検証の一環として、先ほどありました財政問題調査会や、あるいは承認に当たって付していただいた附帯決議など、それらの蓄積にしっかりと目を通し、勉強をさせていただきました。

私は、新博物館の整備について三谷議員と、当時議長でありましたけれども、初めてごあいさつした際も、博物館は議会で決めたことだと、しっかり尊重するよという趣旨のお言葉もいただいております。

いずれにしましても、そのような県議会の皆様が検討、調査されたその方向性が明確になっているということを重く受けとめつつ、一方で、知事として将来にわたって県民の皆様に責任を持って説明をできるよう、私なりに確認をするべきであると考えておりました。そのため、ゼロベースで様々な観点から検証を進めてきたところであります。県議会の皆様へは、自分の考えが固まった後に御説明すべきであると考えておりましたので、先日ようやくその機会を持てたということでございます。

私としましては、新博物館の整備に関してようやく皆様と同じスタートラインに立てたところだと思っております。いよいよ具体的なつくり込みのときになってまいりました。今後とも活発な議論を通じて議員各位の御意見を積極的にいただきながら、ともによりよい県民の皆様のためになる博物館づくりを進めていきたいと強く考えております。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

**○44番（三谷哲央）** 知事が検証をされて、その結果、建設を続行するんだというの御説明をいただきまして、理解をいたしております。

その結論に至ることにつきましては、それはそれで評価をさせていただきたいと思いますが、その評価をした上でもう1点伺いをさせていただきたいと思います。

私、知事の「英敬ブログ」というものの愛読者といえますか、知事から言わせれば愛すべきウオッチャーの1人でございます、時々ぞかせていただいております。日本一お忙しい身でありながら、私よりも相当まじめに更新をされているということに心から敬意を表したいと、こう思いますが、その「英敬ブログ」の3月12日に書かれていることを拝見しますと、これは3月12日ですから大震災の翌日ですね。

目に見えるものへの対応が優先されてしまいます。しかし、命がなくなっ

てからでは遅い。災害が来なかったらその投資が無駄になるなんて言っている場合ではないと、このように書かれた後、私は県立博物館の新設に100億円かけるなら、県内の学校、病院、介護施設、道路、堤防などの耐震を総点検し、大規模地震への備えに予算を使い、命を守る備えをするべきと考えていますと、こう言い切っておられるわけですね。そして、危機管理はリーダーシップが問われますと。ここで言うリーダーシップとは、その決断と先見性ですと、このように書かれておられます。そして、阪神大震災での経験等を少し書かれて、全力で取り組みますというふうに結ばれておるわけであり

ます。

当然、大震災の翌日のことですから少々気が高ぶっているという部分もあるかも知りませんし、また、当然、3月12日ですから、知事になられていませんので気楽に書かれた部分もあるかも知れません。しかし、3月12日といえますと、3月24日が知事選告示、もうあと10日余りでいよいよ本番ということです。その前日の11日には私は桑名の某所で知事とニアミスですれ違っているんです。山本勝議員が連れて歩いておられまして、選挙運動ではなしに講演会活動だと思っておりましたが、私も講演会活動をしておりまして、すれ違った。それくらい緊迫した状況でありますから、このブログの内容を見て知事に1票を入られた方があるかも知れません。その決断と先見性に期待して、博物館建設をやめて、ここで言う学校、病院、介護施設、道路、堤防などの耐震を総点検して、大規模地震への備えに予算を使うと、こう言われている候補者に入れたのかもわからない。

今回、博物館の結論を出すために2カ月近く検証をされた。しかし、このブログを書かれたときはほとんどそういう検証なしにこの結論を書かれているのではないかと、こう思っておりまして、このあたりの知事になれる前の話ですから、私が今ここでどうこう言うのもおかしいかも知りませんが、建設を中止するんだと選挙前は言われて、選挙が終わるとゼロベースで点検するんだと。最後は建設をするというような、こういう結論の流れの中で、せんだってのみんなの党の中西議員が言われたようなそういう県民からのお

怒りもあったのではないかと、こう思いますが、知事のお考えがあればもう一遍お聞かせいただきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） ブログ、読んでいただきましてありがとうございます。私も、「三谷てつおの県議会日記」、しっかり拝読させていただきたいと思っております。

先ほどの私のブログで書いた件でありますけど、3月12日の件であります。その文章自体についても、県立博物館をやめて100億円あったらという例え話で書いてありますので、やめてということは明確に書いていないと思いますが、しかし、そういう言った言わないの不毛議論というんですか、こういう議会基本条例にありますように、この議会の場は立場や違いを踏まえて緊張感を持って県政発展のために議論をする場ですから、言った言わないなどのそういう言いわけを私はするつもりはありませんけれども、そういう意味で今言っていた検証のプロセスで、いろんな自分の中の心の揺れ動きや試行錯誤はありましたけれども、一貫して続行中止というその結論については明示してきていなかったつもりであります。

そんな中で、いろんな御質問のされ方、いろんな場面、いろんなところでの言葉のぶれみたいなのはあったかもしれません。それについては私の未熟なところであったり、あるいは説明不足な点があったのかなと思っております。

いずれにしましても、2カ月をかけて検証し、そして、議会の皆様にも責任を持って御説明をさせていただいたわけですから、今後、そこはもうぶれることなく、覚悟を持って県民の皆様にご理解を得て、そして、本当にいい博物館を建設していけるように頑張りたいと思います。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

○44番（三谷哲央） 言葉のぶれはあっても今後はぜひぶれずに決意を持ってお願いをしたいと思います。

余り時間がないので、新エネルギー対策、これについて少し質問をさせていただきます。

知事は政策集でもうかる三重、県民所得を常時全国3位以内にする。この項の中で太陽光や風力などクリーンエネルギーに関する研究機関や企業を集結させるクリーンエネルギーバレー、仮称ですけれども、を展開し、三重県を世界のクリーンエネルギーの最先端地域にすると、こういうふうに書かれております。

また、提案説明の中でも、当面注力していく課題や取組の一つとして、エネルギー政策について国や電気事業者に任せるのではなく、地方も担うべきことを明確にすることとし、今年度中に県の新エネルギービジョンを策定し、強気に推進していくと、このようにも書かれております。

また、同時に、平成23年度の県政運営の考え方でも、福島第一原子力発電所の事故や浜岡原子力発電所の全面運転停止を踏まえ、電力供給の不足への対応を検討するとともに、将来に向けたエネルギー対策について検討し、新エネルギービジョンを今年度中に策定すると、このようにも書かれております。

こういう考え方の具体的な展開として、三重県新エネルギー推進本部にかわって三重県エネルギー対策本部、これを設置されたんだろうと、こう思っておりますが、このエネルギー対策本部の役割というのは記者会見で五つ挙げられていまして、新エネルギービジョンの策定だとか、新エネルギーの普及拡大など、こういう項目が出ているんですが、その四つ目に政策集の中で触れられているクリーンエネルギーバレー構想について述べられております。

どういうふうに言われているかといいますと、新エネルギーや省エネルギー技術を活用した産業振興に向けた取組として政策集にクリーンエネルギーバレーを書いたと、こう述べた上で、クリーンエネルギー、新エネルギーや再生可能エネルギーに関する研究機関や企業、そういうものを集めてきて産業振興や地域の活性化につなげるということを具体的にどうしていくのかということを含めて、企画立案、あるいは研究調査などを行っていきますと、こういうふうに言われています。ちょっとよくわかりません。非常に明快な答弁をされている知事にしてはちょっとわかりにくい説明だと、こう思いま

す。

今、本県には、いわゆるバレー構想というのは三つあるわけですね。クリスタル、シリコン、メディカル、それぞれ三つあるのはもう御承知ですが、本県のバレー構想というのは産業をくくりにして、それを集積していくという、そういう発想に立っています。クリスタルは液晶、シリコンは半導体、メディカルは薬事、医薬品なんかですが、このクリーンエネルギーバレーというのは太陽光や風力なんかの、いわゆるクリーンエネルギー産業の集積を目指すのか、それともクリーンエネルギーという切り口で今までとはまた違う新しい展開、新しい産業振興、地域振興を目指すのか、このあたりのところを含めて知事の考えておられますクリーンエネルギーバレー構想、これを御説明いただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 御質問いただきましたクリーンエネルギーバレー構想についてでございます。

本県においては、先ほど三谷議員からも御指摘ありましたとおり、これまでクリスタル、シリコン、メディカルの三つのバレー構想を機軸とした戦略的な企業誘致などに取り組み、川上から川下産業の集積を図ってまいりました。

さらに、こうした産業集積の強みを生かし、環境エネルギー関連分野である二次電池や太陽光パネル、燃料電池や排ガス用触媒など、研究開発拠点、生産工場が立地するなど、一定の成果につながっています。

また、大企業、中小企業や大学等の連携による希少金属代替材料やポリマーリチウム二次電池などの研究開発プロジェクトにも取り組むなど、県内企業の環境エネルギー関連分野への参入を積極的に支援してきたところであります。

一方、未曾有の経済危機や地球規模の環境エネルギー問題による市場の変化などに対応していくためには、より強靱で多様な産業構造への転換を行い、県内企業の新たな分野への新規参入や取引拡大を促進することなどで経済成

長の牽引役となる産業を振興していく必要があると強く感じております。

このため、将来大きな成長と雇用の創出が期待できるクリーンエネルギー関連分野の集積を図ることを目指し、1、環境エネルギー関連産業の集積への支援、2、中小企業の新規参入等を促すための人材育成、3、省エネに係る研究開発の促進、4、企業などを主体とした産学官のネットワークの構築と多様な連携の促進などの観点に加え、市場や技術の動向、地域のポテンシャルなどを的確に把握し、新事業展開の可能性などについて調査、検討を行います。今後は、このような取組を産業界をはじめとする多くの関係者と連携していくことにより、クリーンエネルギー関連産業のさらなる集積を目指します。

以上の視点にも加えて、メインは産業集積なんですけれども、エネルギー安全保障の観点から、安全な自立分散型のエネルギー源を確保するというようなことも必要であると考えておりますので、その点からもクリーンエネルギーの集積、産業だけじゃなくて、ああいう太陽光発電、メガソーラー的なものとか、位置的に集積するかどうかわかりませんが、そういうクリーンエネルギーの集積を図るべきと考えております。

ですので、御質問ありました観点からは、集積なのかどうかと聞かれますと、産業集積というものを基本に目的とした構想であり、これはやはり今回いろんなリーマンショックとか、いろんな未曾有の経済危機の中、何かの産業に偏っているということでは県内の経済の落ち込みが激しい。例えば自動車とか半導体というところに偏った産業構造であると、その産業が打撃を受けた場合に県内経済がどんと落ち込むと。実際、平成20年の県民所得もかなり落ち込みました。そういうことのないように、産業のポートフォリオの分散化ということも含めて、今特に成長著しいこういうクリーンエネルギーの産業集積を図ることが必要であると、そう考えて構想をこれから検討してまいりたいと思っております。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

○44番（三谷哲央） ということは、基本は産業集積だということですよ。

そうすると、産業政策なんですよ。これはエネルギー政策の面もあるでしょうが、基本はもう産業政策だというふうに理解をさせていただきます。

そうしますと、当然、このクリーンエネルギーバレーの産業集積には三重県企業立地促進条例の対象になっていくというふうに考えていいわけで、つまり企業立地したときは補助金の対象になりますよと、というふうに理解してよろしいですか。

○知事（鈴木英敬） 詳細は詰めますけれども、企業立地の枠内、あるいは条例補助金の対象になると考えております。スキームとかはちょっと詳細を詰めなきゃいけないですけど。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

○44番（三谷哲央） 世界の最先端地域を目指すというんですから、これは相当大がかりな話になってくると思います。バレー構想で有名なのは例のシャープの誘致がありますよね。このとき、県が90億円、亀山市が45億円、合計135億円お金を出してシャープを誘致した。こういう補助金の部分と、もう一つ、バレー構想には、地域活性化プランですから地域振興プランがセットになっているんですね。このシャープのときは余り評判はよくなかったですけど、プロジェクトCなんていうのがあって、これがセットで雇用だとか、税収だとか、そういうシミュレーションもあわせて県民のほうに示して、我々に説明をいただいたわけであります。

知事も、もしこれからバレー構想、これ、クリーンエネルギーバレー構想を進めていかれるということになれば、地域振興プランと補助金のセットの議論が進められていくというふうなお考えでいいというふうに理解してよろしいですか。

○知事（鈴木英敬） 御質問いただきました地域振興、地域活性化プランとの関係については、現在のところ、その構想をどういうふうに進めていくとか、中身を検討して、今回の補正予算で調査費を上げさせていただいておりますので、この議会で御承認いただけましたら今後検討を進めていきたいと思っております。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

○44番（三谷哲央） だんだん時間がなくなってきて、肝心かなめの話をしなきゃいけないんですが、せっかく木曾岬から来てもらっているのも木曾岬干拓のメガソーラーも言わないかんですが、時間があと6分なのでつらいんですけども、省エネ、節電のことで三重県エネルギー対策本部の役割として、企業によって生産プロセスや省エネ化とか効率化について研究される際には支援していきますよという話があります。

私の地元のことで恐縮なんですけど、私の地元の会社でグレーチングをやっている会社があるんです。フィリピンだとか、それから、夕張にも工場のある、なかなか堅実に経営をされている会社なんですけど、先日その社長と話をしていましたら、グレーチングを切断するのに今まで電気でやっていたというんですね。しかし、この節電の時代なのでもう電気はやめたと。自分のところで技術開発をして、それをプレスで切断をするようにしたら電気の使用量が90%カットできるようになったと、そのように言われているわけです。その新しい設備を生産ラインの中に全部今度新しくつくって設備投資しているというふうなお話なんです。やっぱり節電だとか省エネというのはどうしても後ろ向きの議論になりやすいんですが、企業がこういうふうにはチャンスじゃないですが、前に打ち出していく。こういう積極的な施策に対してしっかりと県としてサポートしていく、そういう必要があると思いますけど、お考えをお伺いしたいと思います。

○農水商工部理事（山川 進） 節電、省エネに関する産業振興につきましては、昨年度、県内の中小企業が環境エネルギー関連の製品や技術の性能向上を行うための性能評価とか技術動向、市場動向に関する調査への支援を行いました。

本年度からは、今議員が言われましたように、生産プロセスを改善し、省エネ化を実現するための補助制度や融資制度を設け、生産性の向上や新事業展開につなげるための支援を行うこととしております。

一方、県内の中小企業におきましては、生産プロセスの改善を図り、結果

的に省エネにもつながる I H 技術を活用した製品開発など、大企業と積極的に連携する新たな動きも見られております。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

○44番（三谷哲央） ぜひそういう企業の事業展開に県として積極的にサポートしていただく、そのことをお願いさせていただいて、最後の木曽岬干拓にメガソーラーをという話をさせていただきたいと思います。

代表質問で前野議員が時間切れでメガソーラーと言ったところで終わってしまったんですが、今日も中森議員も少しメガソーラーの話をされましたが、電気事業が浜岡原発がとまって大変逼迫してきているというのはもう御存じのとおりです。ソフトバンクの孫さんが800億円ぐらいをかけて全国に10カ所ぐらいそういうメガソーラー基地をつくりたいというようなお話もありました。いろんな課題、ありますが、最大の問題は土地だと思うんですね。土地を大規模に集めてくる。なかなか難しい。たとえ休耕田であろうと、耕作放棄地であろうと、民有地を一つにまとめるというのはなかなか大変なんです。

今、全国を見ていますと、一番でかいのが川崎市の浮島、それから、扇島、このメガソーラー基地でここで34ヘクタールぐらいでやっています。今度、中部電力がやりかけています武豊なんていうのはもっともっと小さい規模であります。

木曽岬干拓、ちょうどぐあいよくいよいよ土地が使える寸前まで来てまして、今、湾岸から北だけでも37ヘクタール、今度これを何とか広場とか、何とか原っぱにするんですが、こういうものに使うよりはきちっと農林水産省の許可をとって、こういう事情ですから、この37ヘクタール、その隣には土捨て場が20ヘクタールあるんです。ここにメガソーラー基地を置くだけですぐ日本一のメガソーラー基地ができる。しかも湾岸から南のほうをずっと展望しますと、たとえあの評判の悪い野鳥の保護区を除いても300ヘクタール以上の広大な平たんな土地が広がっているわけですね。ここへ全部メガソーラーを展開すれば、この間、中部電力の専門家の人に聞いたら200メガワ

ットの発電も可能じゃないかと、こうおっしゃっています。しかもものづくりの北勢地域の中にありますし、名古屋には至近の距離で送電ロスも少ない。ここにぜひメガソーラー、日本一のメガソーラーを日本一の知事を目指す鈴木英敬さんがつくっていただく、このことをぜひ要望したいと思いますので、御答弁のほどお願いします。

**○知事（鈴木英敬）** メガソーラーにつきましては、地域活性化を含めた自立分散型のエネルギーとして有力な発電形態の一つであるというふうを考えております。

木曾岬干拓地へメガソーラーの設置を行うには、土地利用計画が定められている売買契約に関する東海農政局との協議、愛知県等関係機関との協議、環境アセスメントの実施に一定の期間を要するなど、多くの課題があります。

特に契約書の中にもあるんですけども、今わんぱく原っぱというところから用途を変更する場合には、やむを得ず変更するという詳細な事由、いわば大義名分、それと、具体的な利用計画というものを出して、東海農政局に、契約の相手方に承認を得なければならないというふうになっておりますので、直ちに立地するということは困難であると考えておりますけれども、今後国の支援策などをいろいろ注視していく中で、都市的土地利用としての可能性についていろんな関係機関の意向を聞いたり、そういう議論を進めていきたいと考えております。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

**○44番（三谷哲央）** 平時だと無理だと思いますが、この時期ですから農林水産省もオーケーと言うだろうと、こう思っております、知事の決断と先見性に大いに期待をいたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

**○副議長（中村進一）** 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○副議長（中村進一） お諮りいたします。明15日から27日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村進一） 御異議なしと認め、明15日から27日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

6月28日は、定刻より本会議を開きます。

## 散 会

○副議長（中村進一） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時2分散会